

西尾市
緑の基本計画

素案

目 次

序章 計画の概要	1
計画の目的	1
計画の位置づけ	1
計画期間	2
計画の対象地域	2
計画の対象とする緑	3
緑のまちづくりに関する動向	4
計画の改定の視点	5
緑の機能とグリーンインフラ	6
第1章 まちの概要	7
1-1 自然環境	7
■まちの成り立ち	7
■気候	8
■生態系	9
■災害リスク	10
1-2 社会環境	11
■人口	11
■産業	11
■土地利用規制	12
■都市施設	12
第2章 緑の現況と課題	13
2-1 緑地・緑被状況	13
2-2 市民意向	16
2-3 課題の整理	17
第3章 計画の目指す姿	19
3-1 基本理念	19
3-2 緑の将来都市像	20

第4章 緑の配置方針.....	21
4-1 緑の配置方針の概要	21
4-2 環境を支える緑の配置方針	22
4-3 暮らしの安全を守る緑の配置方針.....	23
4-4 生活を豊かにする緑の配置方針.....	24
4-5 活力を生み出す緑の配置方針	25
 第5章 施策	 26
5-1 施策展開の方向性	26
5-2 施策展開の目標	27
5-3 施策体系図	28
5-4 施策	29
(1)緑を「守る」ための施策	29
(2)緑を「つくる」ための施策.....	38
(3)緑を「活かす」ための施策	47
(4)緑を「伝える」ための施策	52
 第6章 緑化重点地区.....	 57
6-1 緑化重点地区の概要	57
6-2 緑化重点地区の計画.....	58
(1)西尾駅周辺 重点地区	58
(2)八ツ面山周辺 重点地区	60
(3)一色地域文化広場及び佐久島行船のりば周辺 重点地区	62
(4)上横須賀駅周辺 重点地区	64
(5)吉良支所周辺 重点地区	66
(6)幡豆支所周辺 重点地区	68
 第7章 計画の推進に向けて.....	 70
7-1 計画の担い手	70
7-2 実現化方策	71
7-3 計画の進行管理	72
資料編.....	75

今回の
内容



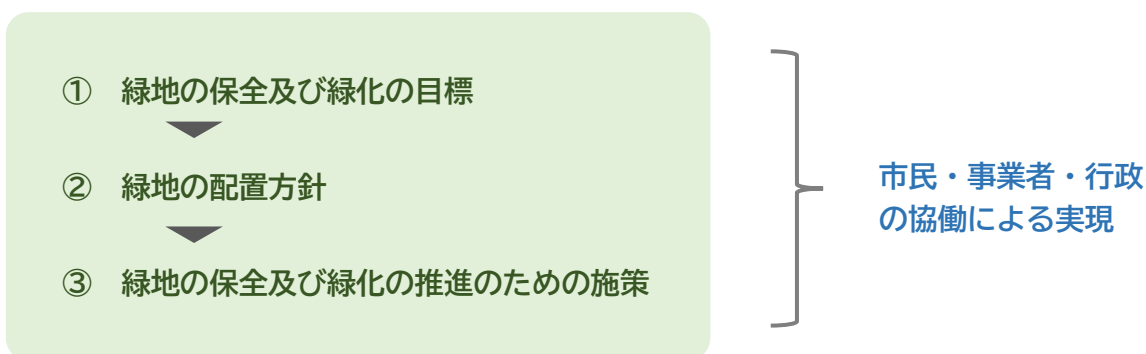
次回の
内容

序章 計画の概要

計画の目的

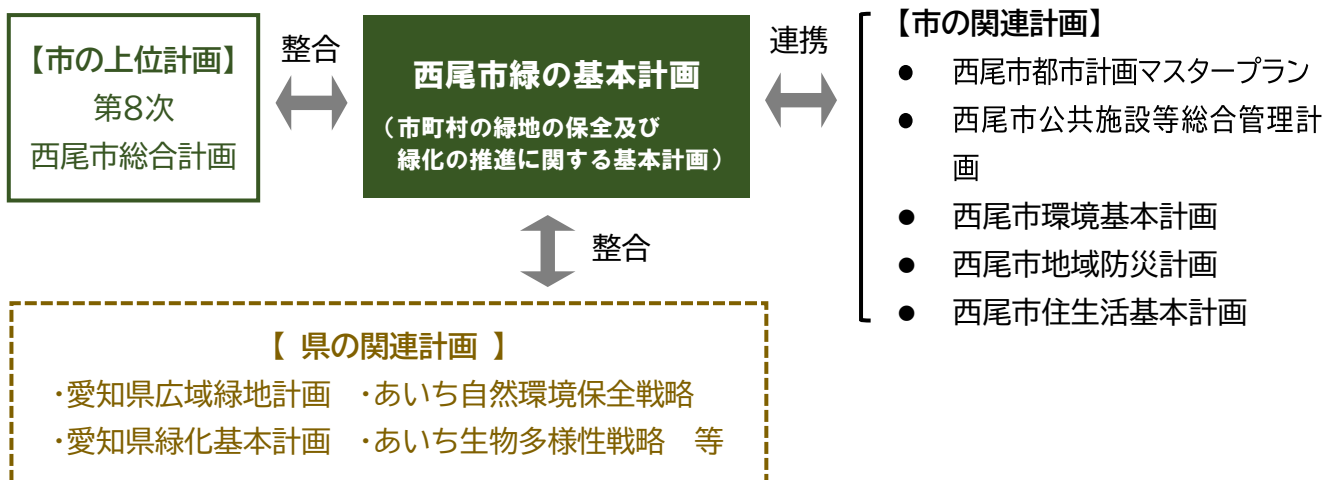
緑の基本計画は、都市緑地法(都市緑地法第4条)に基づき策定される西尾市の緑のまちづくりの指針となる計画です。緑地の保全及び緑化の目標やその推進のための施策や都市公園等の施設の配置や整備・管理等の方針を定め、市民・事業者・行政の協働により緑豊かなまちづくりを推進していきます。

緑の基本計画の内容



計画の位置づけ

西尾市緑の基本計画は、市の最上位計画である総合計画やその他関連計画、また緑に関連する県の計画や方針等の整合を図りながら、市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として位置付けます。



計画期間

令和5年度から令和14年度（10年間）とします。

ただし、社会情勢の変化や法律の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。

計画の対象地域

本計画は市全域を対象とします。

なお、令和3年7月現在、市域面積は161.22k㎡（国土地理院）となっています。

< 対象地域の広域的な位置 >

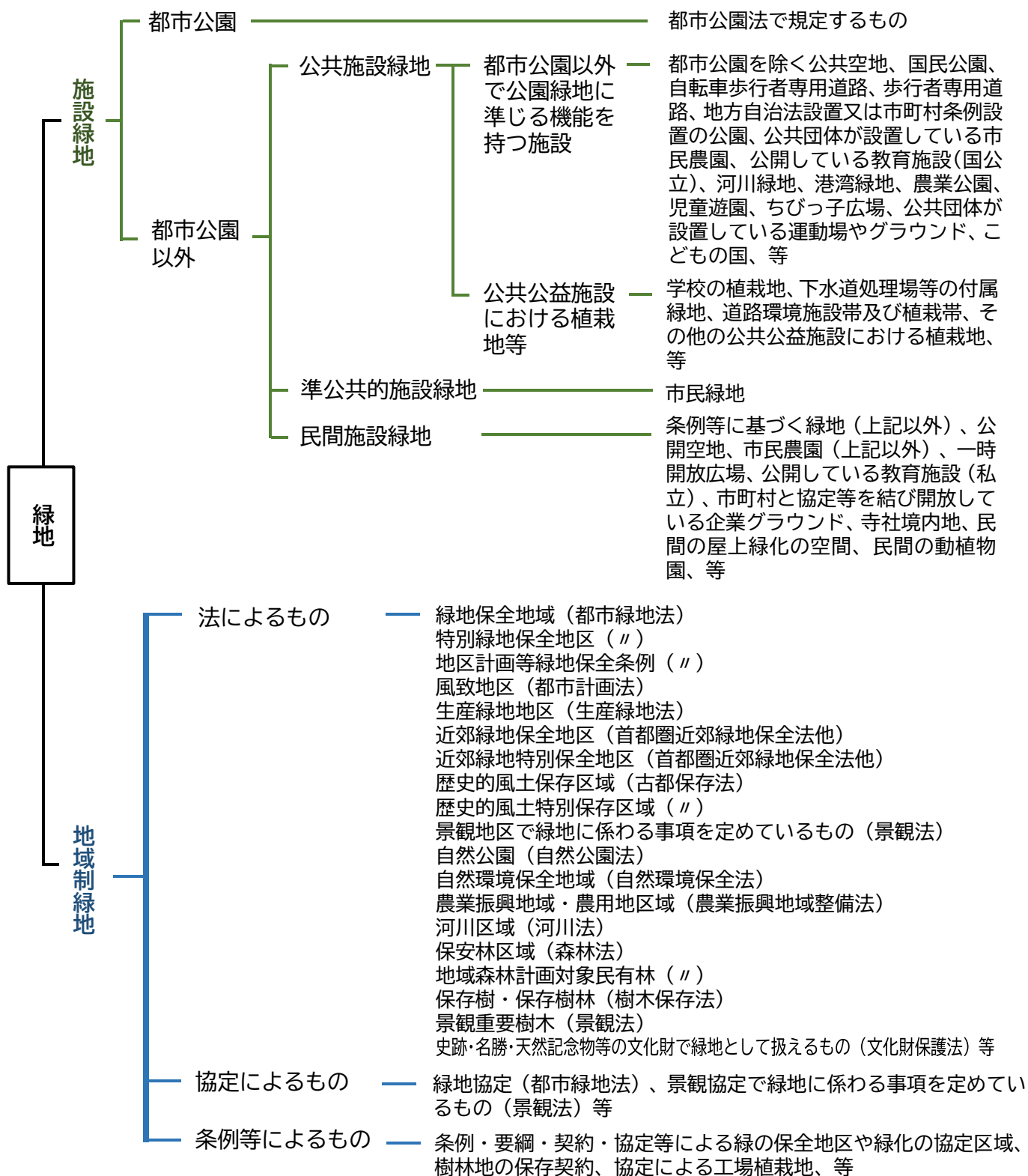
本市は、愛知県ほぼ中央を北から南へ流れる矢作川流域の南端に位置し、面積は161.22km²で、愛知県の全体の3.1%を占めています。中部圏の中心である名古屋市の45km圏域にあり、東は蒲郡市、幸田町、北は岡崎市、安城市、西は碧南市と接し、南は三河湾に面しています。

本市の位置図



計画の対象とする緑

本計画では公園などの公共施設の緑地だけでなく、住宅の植栽地や農地、工場の緑地など民地の緑も計画の対象としていきます。



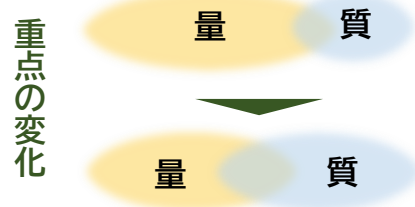
資料：緑の基本計画ハンドブック 令和3年改定版

緑のまちづくりに関する動向

緑のまちづくりについて、近年は次のような動向があり、本計画はこれらを踏まえて策定しています。

量から質へ 緑の施策の方向性の転換

- 人口減少に伴い、公共施設全般において、量を整備・確保していくことから、質の向上へ重点が移りつつあります。
- 低未利用な小規模公園の活用やパークマネジメントの推進等、地域に即した緑の活用や管理のあり方が模索されています。



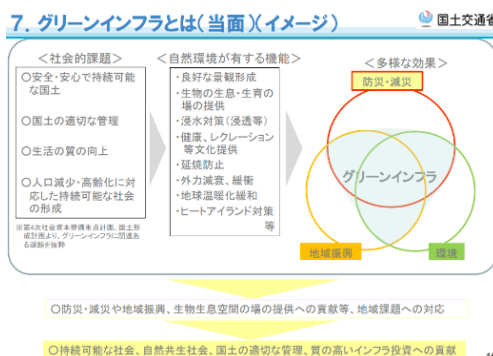
持続性の確保

- SDGs(持続可能な開発目標)の理念が国際的に普及しており、緑のまちづくりでもSDGsへの貢献が期待されています。
- 平成 29 年度の都市緑地法・都市公園法改正により、官民連携で持続性のある体制のもと、緑を守り育てる動きが期待されています。また、Society5.0 や DX が進む中、緑や公園行政においても効率化・合理化を図る ICT 技術の活用が模索されています。



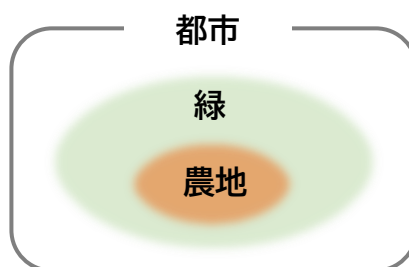
防災や生態系への配慮

- 地球温暖化や気候変動により、都市型災害リスクの高まりや生態系の変化が危惧されています。国では、自然を生かした都市基盤(グリーンインフラ)の重要性が謳われるようになってきました。
- 平成 30 年度には「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」(国土交通省)により、緑行政における生物多様性への配慮の方向性が示されています。



都市農地の位置づけの変化

- 平成 27 年度に都市農業振興基本法が制定され、都市農地は『宅地化すべきもの』から『都市にあるべきもの』と捉えられ、方針の転換がありました。
- 平成 29 年度の都市緑地法改正では、緑地の定義に「農地」が含まれることが明記され、都市緑地法の諸制度の対象となっています。



計画の改定の視点

社会動向や、施策の潮流などを踏まえ、今回の改定においては次の視点から計画を見直しました。

視点1 必要な緑の総量の確保に向けた計画づくり

本市の緑の環境は時の流れとともに変遷していますが、昔からの風景を形づくり、まちの基盤となる緑は普遍的であります。このような西尾らしさの根源となる緑を引き続き守っていくとともに、発展する市街地においては防災面や環境面において必要な緑の空間の創出を図っていくことが必要です。このように、『まずは守るべき緑を守り、つくるべき緑をつくる』ことで緑の量を確保することが本計画の役割の一つです。

視点2 質の維持向上により、魅力的な緑を創出させる計画づくり

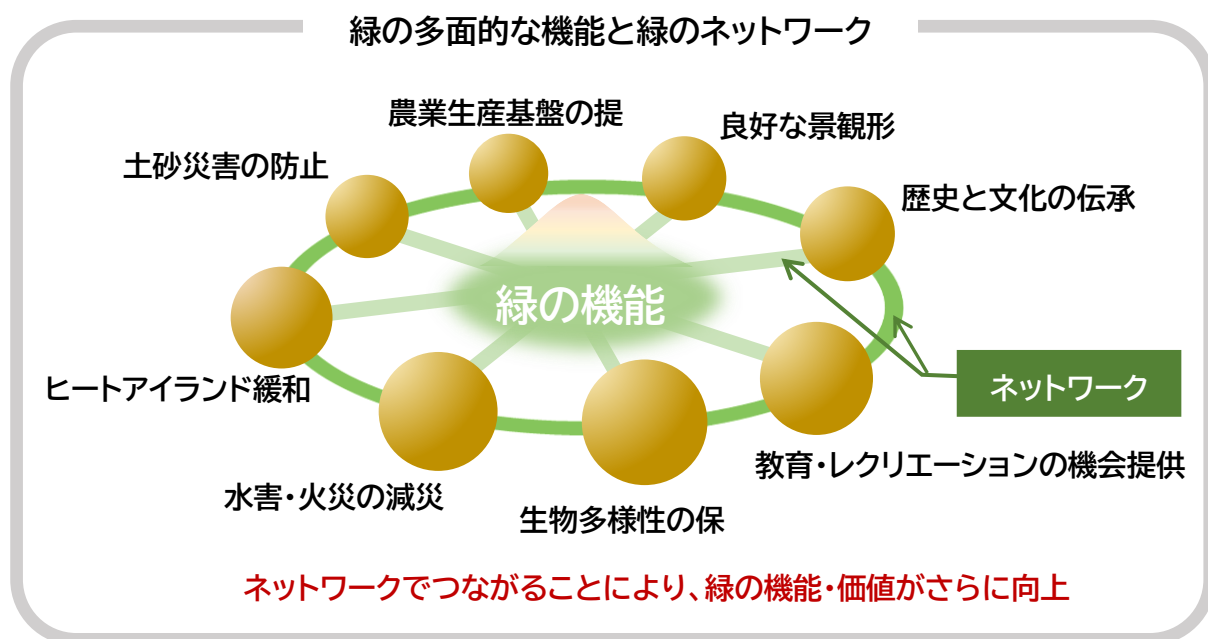
緑については、必要な量を確保するだけでなく、その質について適正に維持管理をしていくことが重要です。グリーンインフラとしてまちを支えたり、市民が利用したくなるような公園緑地空間を生み出したり、来訪者がみて魅力的に映る緑を生み出したりすることで、緑がまちの価値を高めていくような状態をつくるために本計画を定めます。

視点3 持続的な緑のまちづくりを進めるための計画づくり

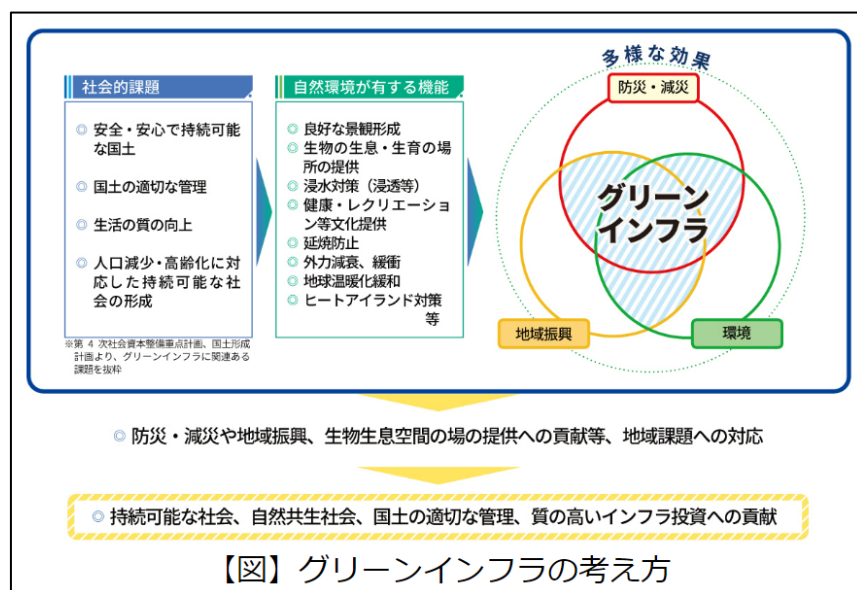
緑の量の確保と質の維持向上のためには、協働での持続的な体制により進めていくことが必要となります。今後、人口減少社会が本格的に訪れ、財政縮減とともに緑行政に掛けられる予算も逡減していきます。限られた人と予算のなかで、良好な緑の環境を維持していくためには、官民連携での取組が不可欠です。多くの立場・人を巻き込み、緑のまちづくりを支える輪を拡げていくために本計画を定めます。

緑の機能とグリーンインフラ

都市にける緑は環境や防災、レクリエーション、景観形成といった様々な分野において、多面的な機能を有しています。緑が持つこの多面的な機能は、緑をネットワークで結ぶことにより、効果を高めることができます。また、こうした機能を十分に活用するために、周辺環境と調和させ、自然・生態系の力を活かした都市基盤のことをグリーンインフラと呼び、近年の緑のまちづくりにおける大きな方向性の一つとなっています。本計画はこのグリーンインフラに関する計画でもあり、本計画に位置づける各種施策はグリーンインフラの形成に関する取組としても位置づけます。



グリーンインフラとしての活用



西尾市におけるグリーンインフラ

- ・ 山林
 - ・ 農地
 - ・ 公園地
 - ・ 緑地
 - ・ 河川
 - など
- あらゆる緑をグリーンインフラとして活用



国土交通省「グリーンインフラポータルサイト」より

第1章 まちの概要

1-1 自然環境

■まちの成り立ち

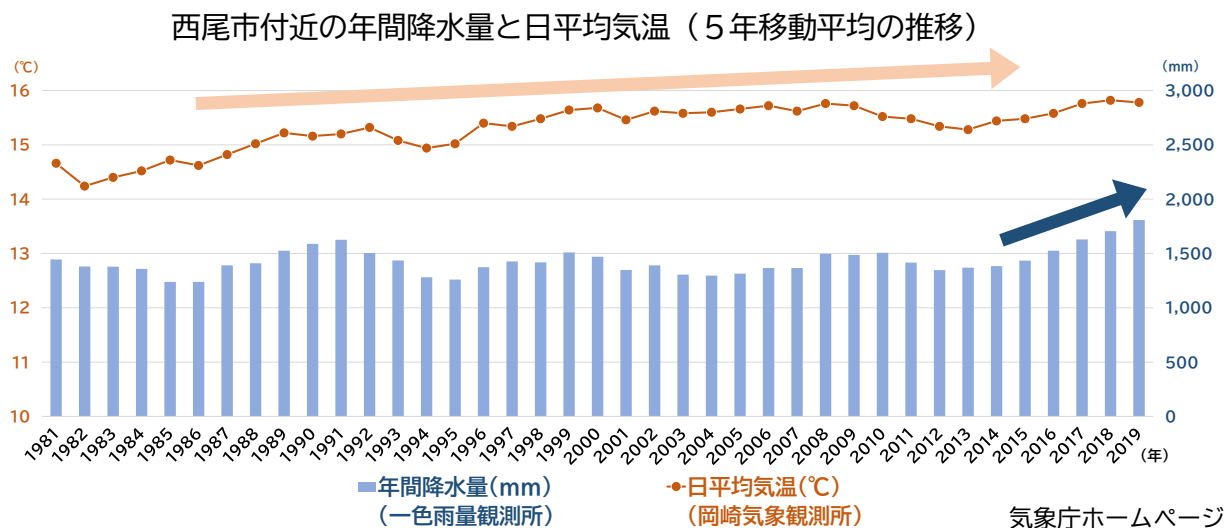
本市は知多半島、尾張丘陵、美濃三河高原(三河山地)に囲まれた岡崎平野の南端に位置し、市域は主に矢作川水系等が形成した沖積低地と、標高が比較的高い碧海台地、美濃三河高原の先端に位置する三ヶ根山等によって土地の基底が成され、海・山・川によって風土が形成されています。市内は矢作川や矢作古川をはじめとした河川が南北に走り、東部には三ヶ根山をはじめとした山々が市の地形を特徴づけています。



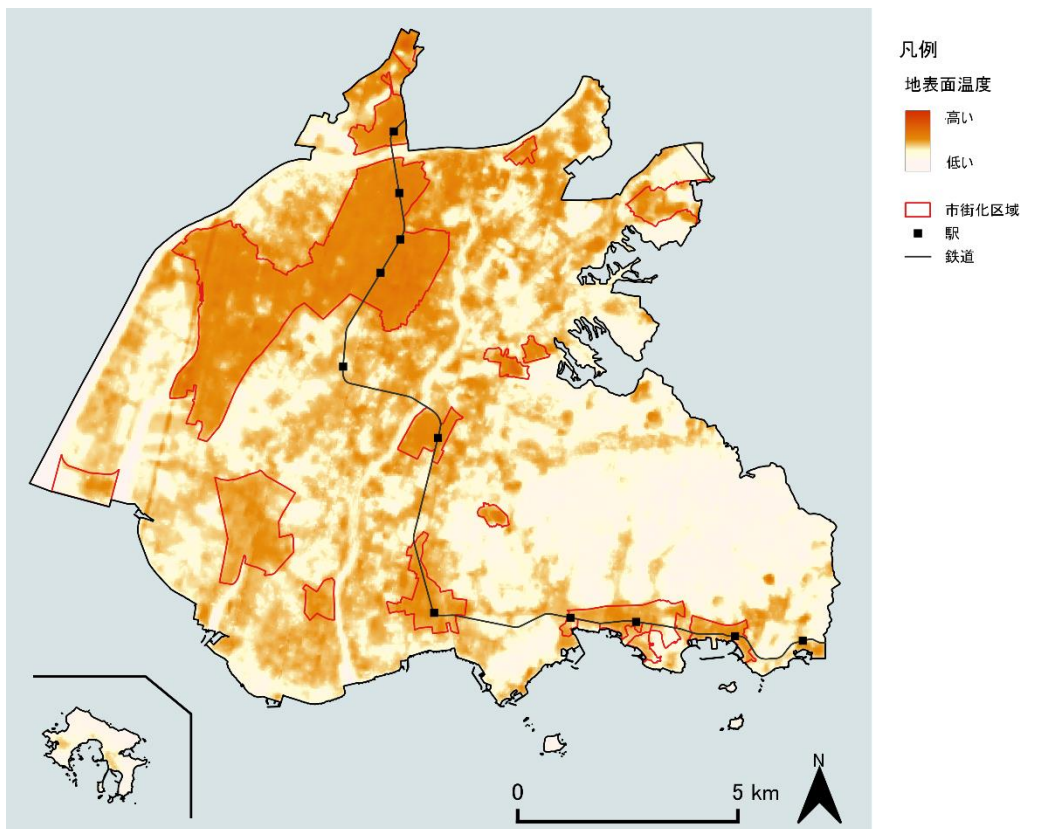
基盤地図情報 (国土地理院)

■気候

西尾市付近では平年は 15℃前後、年間降水量は概ね 1,000mm～2,000mm で推移していますが、緩やかな上昇傾向がみられます。とくに降水量は近年の増加傾向が顕著です。地表面温度の分布をみると市街化区域内を中心に温度が高くなっていることがわかります。



地表面温度分布



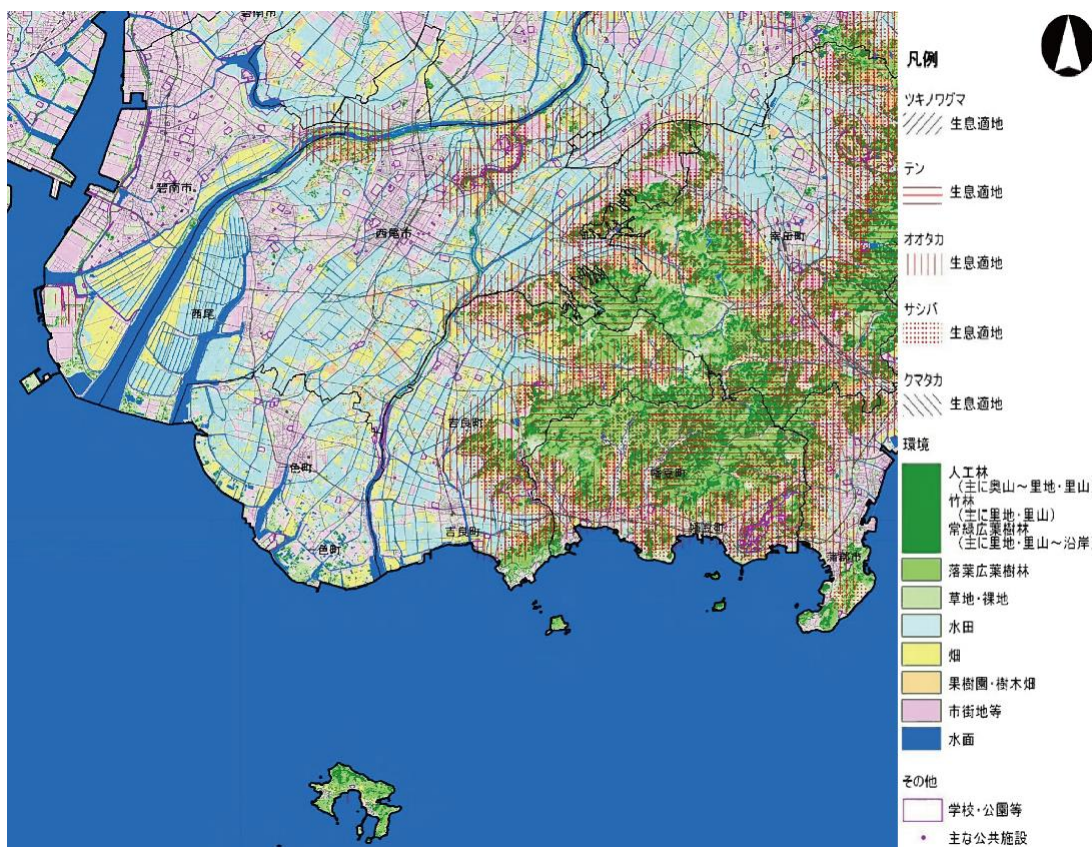
地球観測衛星Landsat8 熱赤外線バンド（2019年9月25日夜間）をもとに作成

■生態系

本市には里地里山から田園、都市、河川・湖沼、沿岸・里海までの多様な環境がみられます。矢作古川でニホンイシガメが生息し、河口付近には一色干潟と呼ばれる広大な干潟が存在し、潮干狩りや自然観察会の場として利用されているとともに、淡水・汽水性のシギ・チドリ類の中継地となっています。里地里山ではハイケボタルやゲンジボタルが暮らし、川沿いの草地にはカヤネズミやイトトンボなどが生息しています。

八ツ面山東の矢作古川岸に自生木があるマメナシは、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧種 IA 類(CR)に指定されています。ヒメタイコウチは、準絶滅危惧種でモウセンゴケやシラタマホシクサなどが生育する湿地に生息し、広く分布するものの、宅地造成による埋め立てなどで生息地が年々減少しています。市内の水路や池などで最も普通に見られたウシモツゴは絶滅危惧 IA 類、カワバタモロコは絶滅危惧IB類とされ、種の存続が危ぶまれており、公共施設の保護池などで繁殖を行なっています。

大拠点ポテンシャルマップ

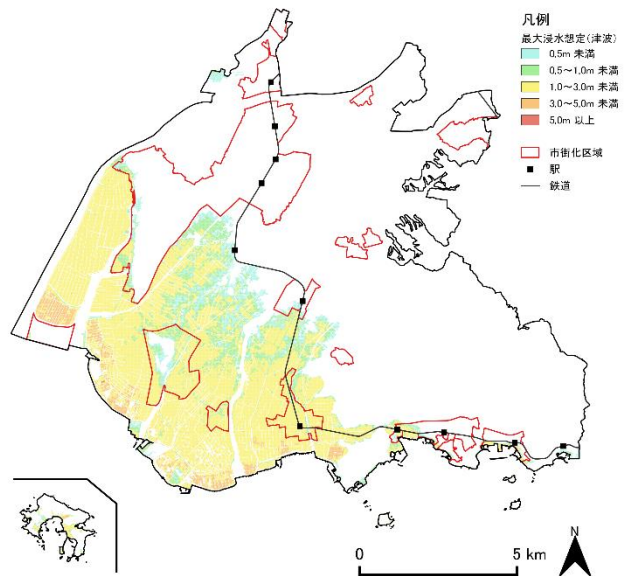


あいちの生物多様性ポテンシャルマップ (愛知県)
西三河南部生態系ネットワーク ロードマップ (西三河南部生態系ネットワーク協議会)

■災害リスク

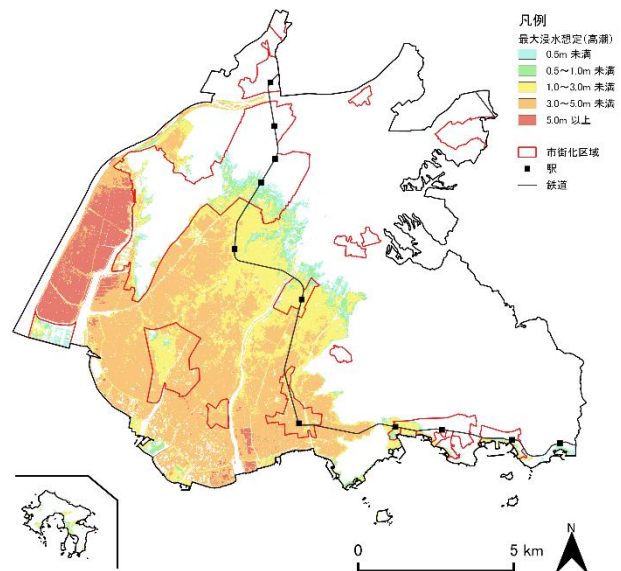
・津波浸水区域

津波浸水区域は川下である市・南西部を中心に多く広がっています。



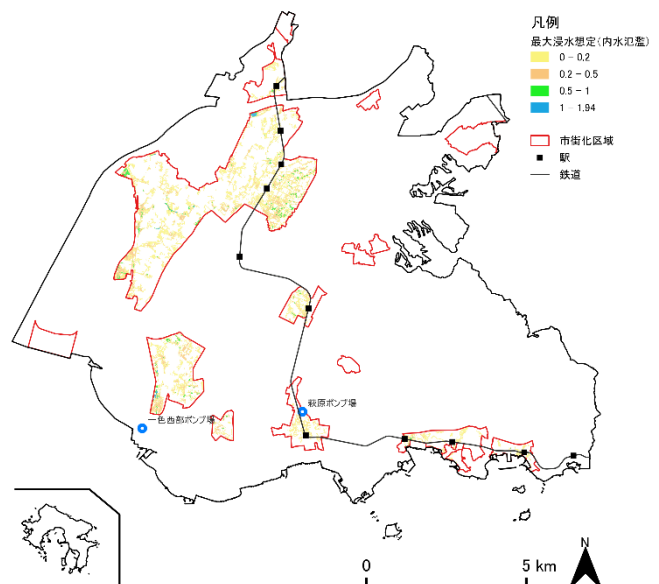
・高潮浸水区域

高潮浸水区域は川下である市・南西部を中心に多く広がっています。



・内水浸水区域

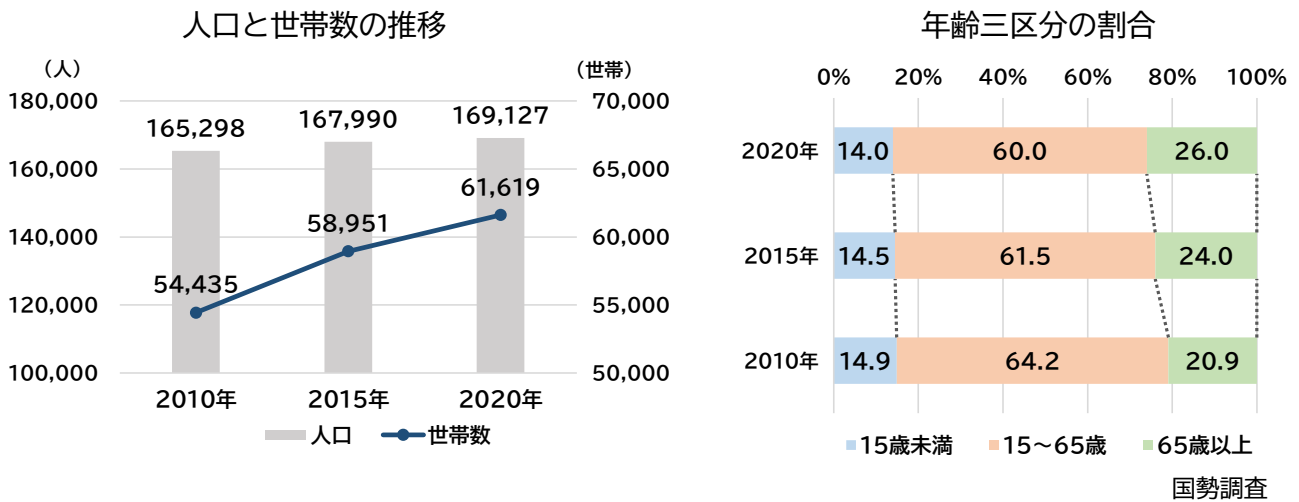
内水浸水区域は西尾駅の東側や寺津町、平坂町、一色の中心部の南側などで最大浸水区域の高い地域があります。



1-2 社会環境

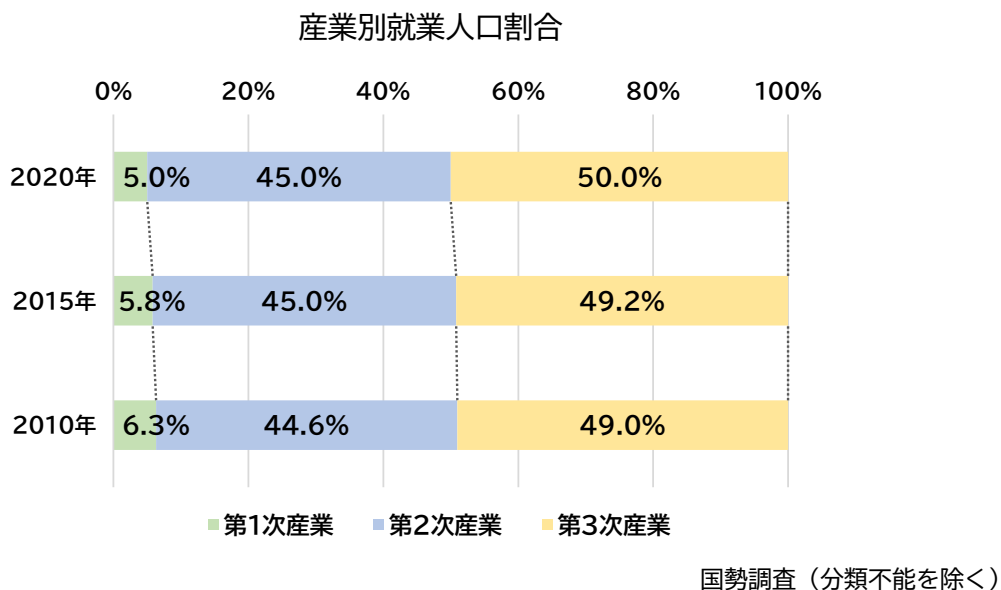
■人口

人口・世帯数は増加しており、2020年時点で人口は17万人弱、世帯数は6万を超えている。一方で高齢化が進んでおり、2020年時点で高齢化率は26.0%となっています。市民の高齢化は、緑を支える人材の高齢化にもつながります。



■産業

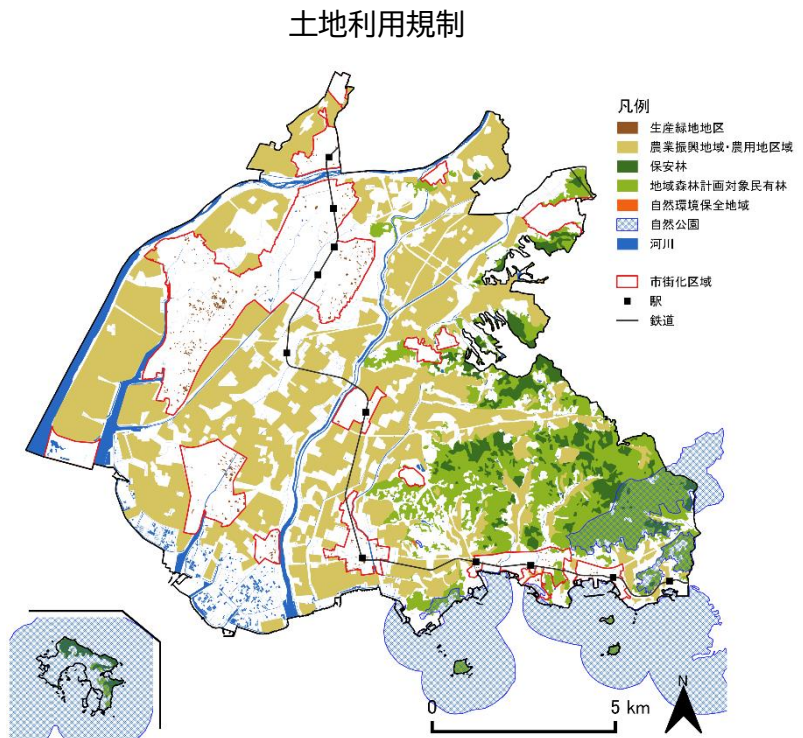
国勢調査によると、2020年時点では市内には約9万人の就業人口があり、第三次産業が最も多く、第二次産業と合わせると9割以上になります。第一次産業の構成比は減少傾向にあるものの全国・県と比較すると構成比は高く、農業が盛んな地域です。また第二次産業構成比も大きく、本市の特徴であるといえます。



■土地利用規制

本市では、佐久島を除く市域が都市計画区域に指定され、線引き制度により市街化区域と市街化調整区域に二分されます。

農地については生産緑地地区や農業振興地域・農用地区域が、山林については保安林や地域森林計画の対象となる森林区域などが定められ、海岸については自然公園が指定され、保全が図られています。

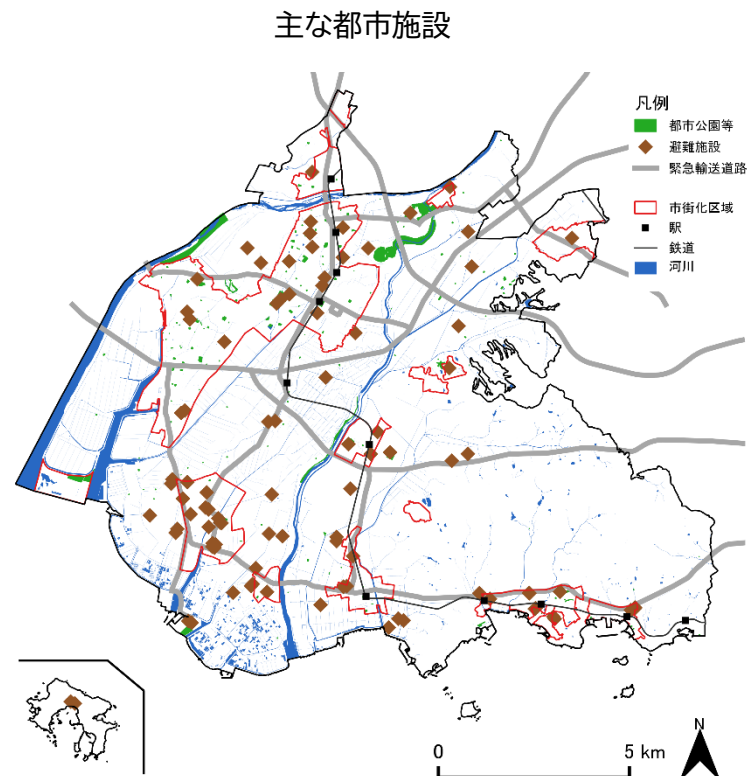


国土数値情報など

■都市施設

市内には 300 か所以上の都市公園や公共施設緑地等があります。

避難施設は市街化区域とその周辺に主にあり、緊急輸送道路を中心としたネットワークで結ばれています。



国土数値情報など

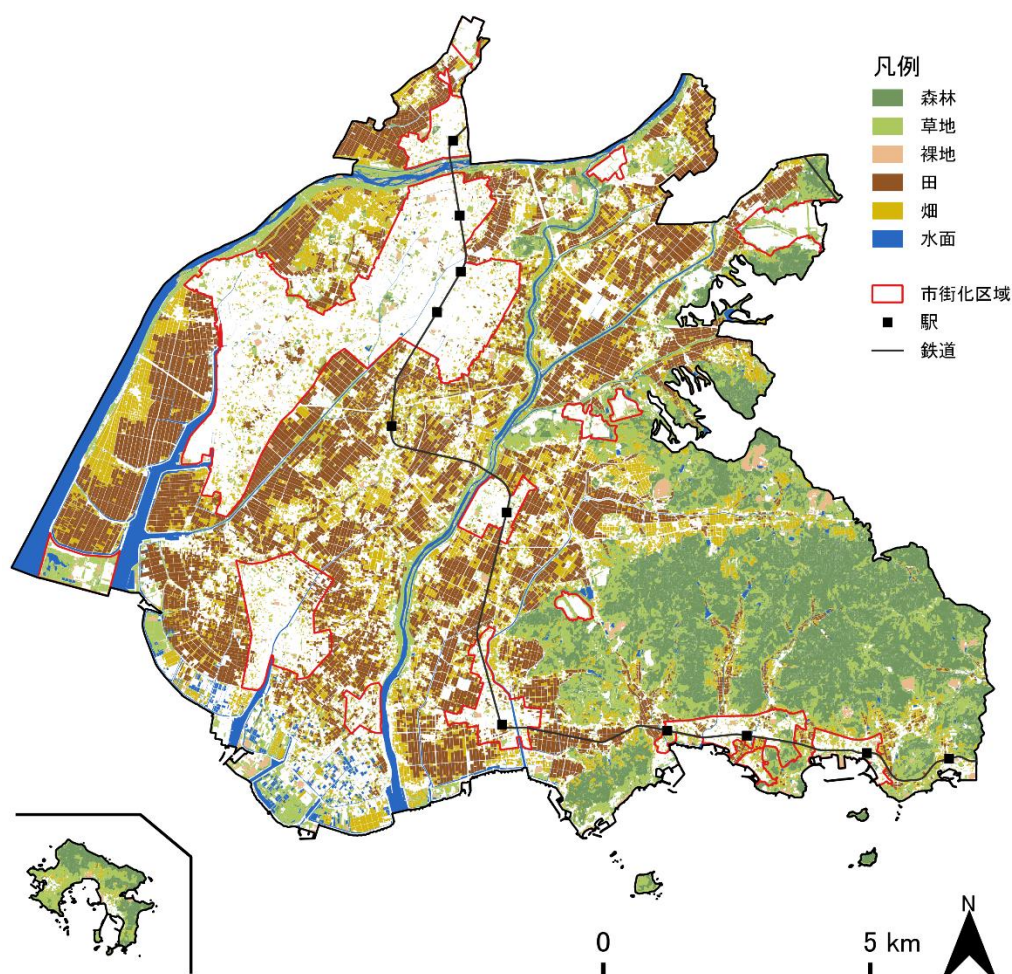
第2章 緑の現況と課題

2-1 緑地・緑被状況

緑被率は市全域に対し、約 70%となっており、田畑などの農地や草地、森林等の緑が多くなっています。市街化区域内は緑被が少なく、約20%となっています。

・緑被面積

	市域			市街化区域		
	面積	割合 (対市域)	構成比	面積	割合 (対市街化区域)	構成比
森林	2,201ha	13.7%	19.4%	42ha	1.5%	7.2%
田	3,176ha	19.7%	28.0%	72ha	2.6%	12.4%
畑	1,875ha	11.6%	16.5%	129ha	4.6%	22.1%
草地	3,070ha	19.0%	27.0%	262ha	9.3%	45.0%
裸地	214ha	1.3%	1.9%	46ha	1.6%	7.8%
水面	816ha	5.1%	7.2%	32ha	1.1%	5.4%
計	11,353ha	70.4%	100.0%	583ha	20.7%	100.0%



・緑地面積

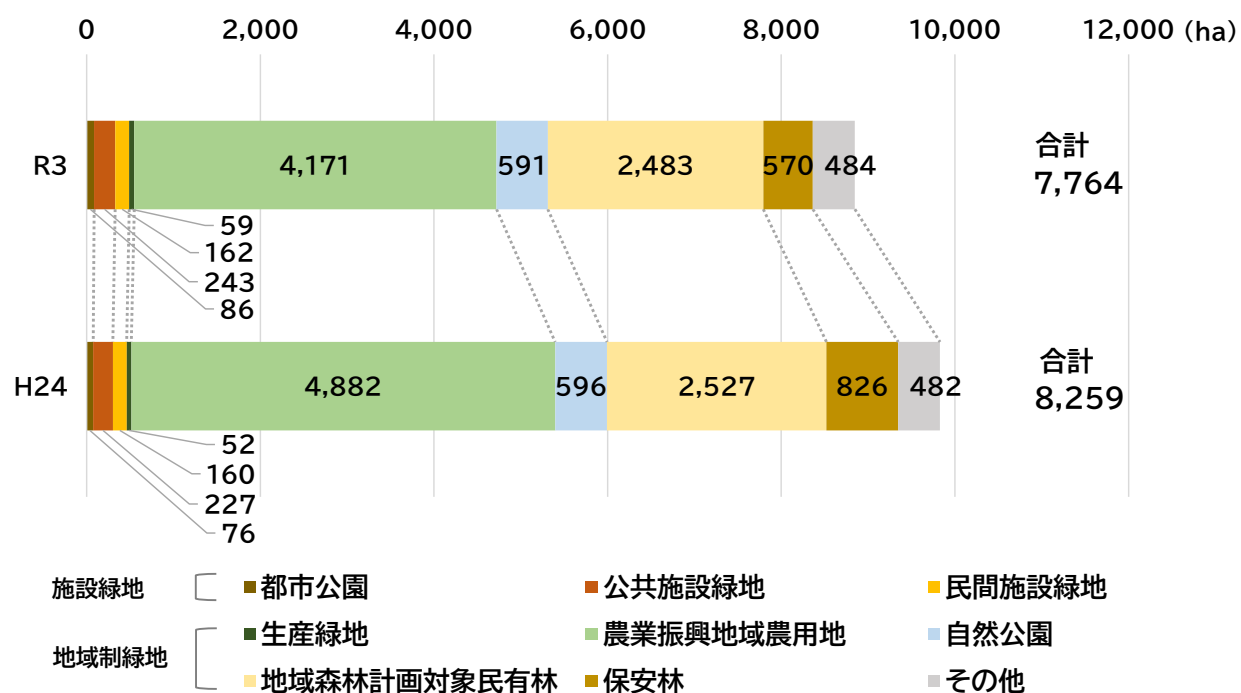
都市計画区域における緑地面積は約 7,764ha となっており、大部分は市街化調整区域にあります。内訳としては、農業振興地域・農用地区域や地域森林計画対象民有林などの民有地の緑が多いものの、これらの緑は減少傾向にあります。公共施設緑地は増加傾向にありますが、都市公園の整備率は令和3年4月時点でまだ6割程度に留まっています。

緑地	施設緑地	都市公園等	都市公園	基幹公園	合計						
							市街化区域		市街化調整区域		
					ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	
				住区基幹公園	街区公園	38	9.45	33	8.21	5	1.24
					近隣公園	7	11.00	6	9.00	1	2.00
					地区公園	2	10.77	1	3.70	1	7.07
				都市基幹公園	運動公園	1	4.00	0	0.00	1	4.00
						48	35.22	40	20.91	8	14.31
				緩衝緑地等	特殊公園	1	13.33	0	0.00	1	13.33
					風致公園						
					都市緑地	13	35.35	4	7.27	9	28.08
					緩衝緑地	2	1.80	1	0.81	1	0.99
						16	50.48	5	8.08	11	42.40
					都市公園計	64	85.70	45	28.99	19	56.71
				公共施設緑地	児童遊園	48	3.40	17	1.18	31	2.22
					ちびっ子広場	67	2.83	37	1.14	30	1.69
					広場	6	0.40	5	0.17	1	0.23
					駅前広場	5	2.23	5	2.23	0	0.00
					ポケット広場	10	15.65	9	14.45	1	1.20
					その他	115	218.43	48	36.69	67	181.74
					公共施設緑地計	251	243	121	56	130	187
					都市公園等合計	315	329	166	85	149	244
					民間施設緑地	258	161.64	91	33.59	167	128.05
					施設緑地計	573	490.28	257	118.44	316	371.84
				地域制緑地	生産緑地		58.52		58.52		0.00
					農業振興地域農用地		4,171.27		0.00		4,171.27
					自然公園		591.00		0.00		591.00
					地域森林計画対象民有林		2,482.82		17.65		2,465.17
					保安林		570.00		0.00		570.00
					河川区域		480.83		0.00		480.83
					自然環境保全地域		1.62		0.00		1.62
					天然記念物		1.60		0.00		1.60
					地域制緑地間の重複		1,084.36		0.00		1,084.36
					地域制緑地計		7,273.30		76.17		7,197.13
					施設緑地と地域制緑地の重複		0		0		0
					緑地総計		7,763.58		194.61		7,568.97

公園緑地課
令和3年3月31日現在

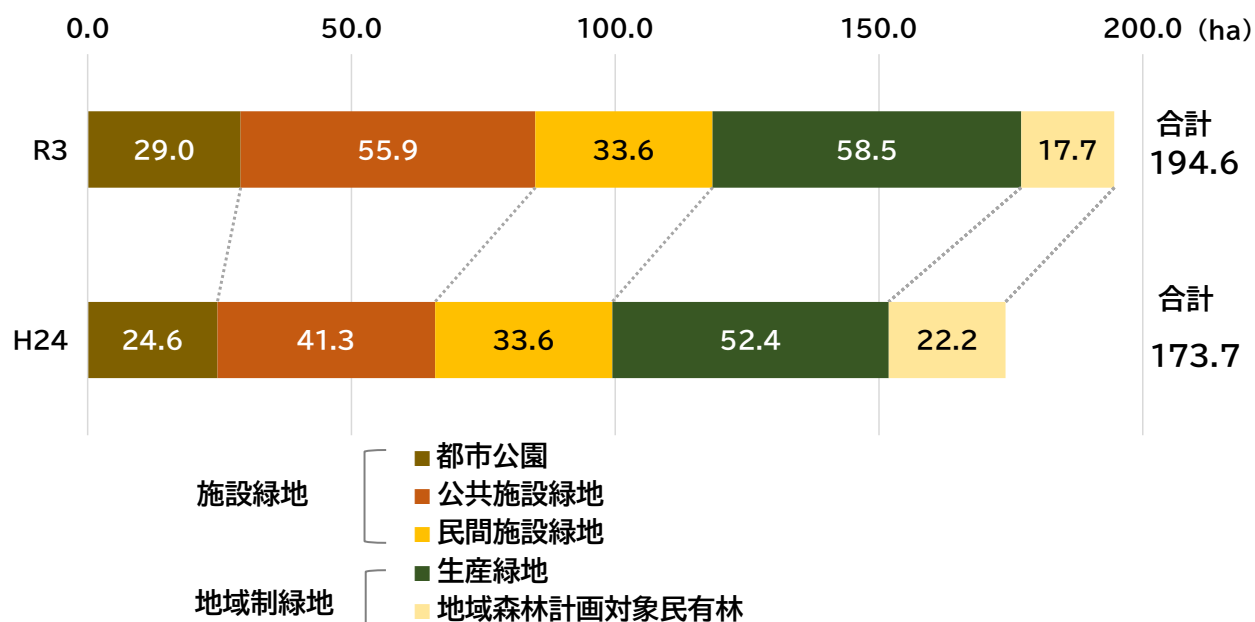
※過去の時点との比較

都市計画区域



公園緑地課

市街化区域

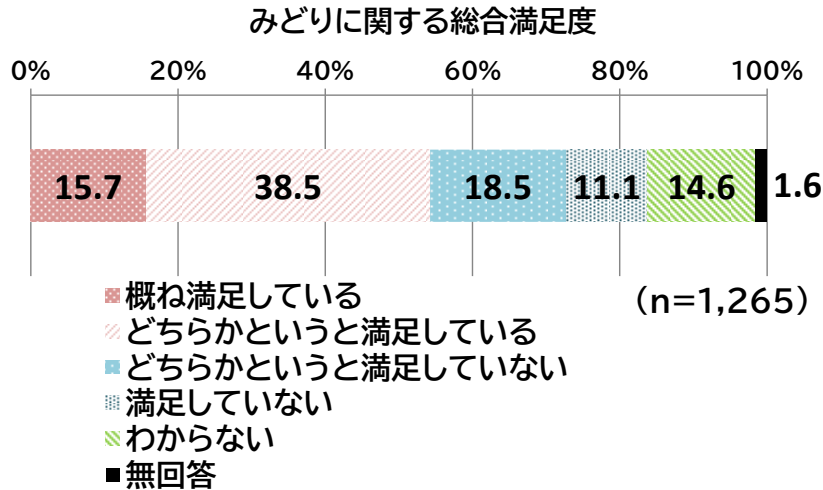


公園緑地課

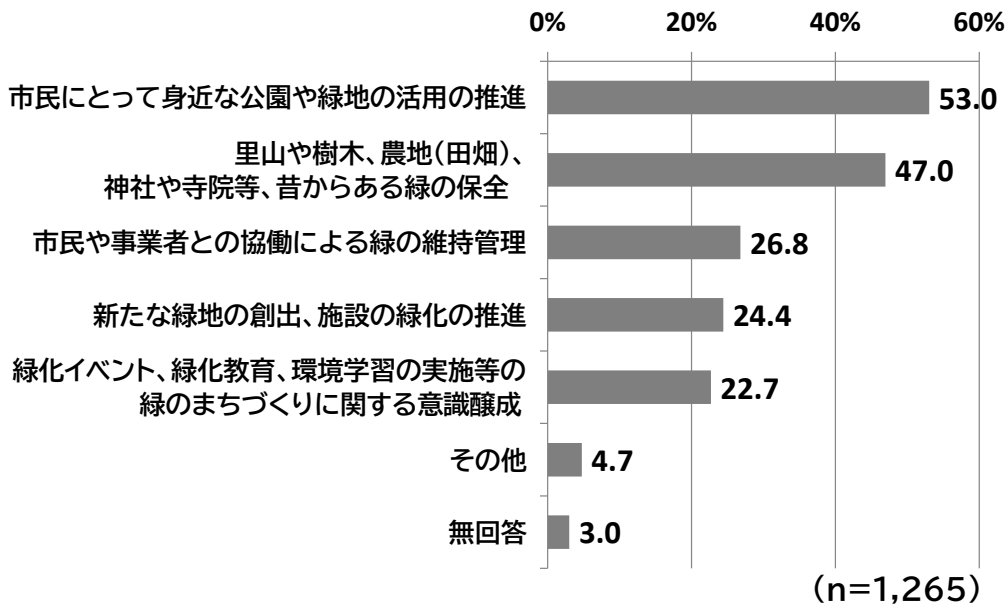
※生産緑地については旧3町において平成28年に指定が始まったことによる増加分が影響している。

2-2 市民意向

令和3年7月に実施したアンケート調査により、市民の緑に対する意識の傾向が把握されています。緑に関する総合的な満足度としては、「概ね満足」または「どちらかという満足」の肯定的な意見は54.2%と半分程度となっていますが、平成24年時の調査の45%より約9ポイント上昇しており、市の緑の環境に対する評価は向上しています。緑のまちづくりの推進にあたって、今後、特に力を入れていくべきこととして、身近な公園や緑地の活用推進や、里山や農地等の昔からある緑の保全などが求められています。



今後の緑のまちづくりの推進にあたって力を入れていくべき取組



※アンケート調査の実施概要

対象	令和3年7月1日現在、市に住民登録している満16歳以上の方から3,000名を無作為抽出
手法	郵送配布、郵送回収又はインターネット上のフォームで回答
期間	令和3年8月11日(水)～8月31日(火)まで

2-3 課題の整理

量の確保、質の向上、持続的な緑のまちづくりの視点から、以下のように本市の緑に関する課題が整理されます。

量の確保

■ 市の緑の基盤となる丘陵・山林や優良な農地の保全・活用

市内の緑は山林や農地によって構成される部分が大きいです。これらの民有地の緑は減少傾向にあります。これらの緑は本市の緑の骨格像となるものであり、都市を周辺から支え、生き物の棲み処となる重要な空間であるため、引き続き保全と活用を図る必要があります。

■ 暮らしに身近な緑の環境の整備

市街化区域などまちの中の緑は特に少なくなっています。住宅街においては公園・緑地の配置、生産緑地をはじめとした都市農地の保全等により身近な緑を増やすことや、工場周辺では緑化や周辺の緩衝緑地の保全などにより、人々の活動に近い場所での緑の確保が課題として挙げられます。

質の向上

■ まちの魅力を高める緑の保全・活用

市内には、個性的な緑の空間がいくつかあります。市街地には西尾市歴史公園や西尾駅周辺のオープンスペース、郊外でも稻荷山茶園公園や憩の農園、八面山公園、生き物のふれあいの里やゲンジホテルの里、佐久島や船着き場、一色干潟、三河湾国定公園の風光明媚な海岸景観などがあります。市民意向でも「身近な公園や緑地の活用推進」が、今後、力を入れるべき取組として挙げられており、市民の憩いの場や観光のポテンシャルを有する緑について、まちの魅力を高めるための保全や活用が課題となります。

■ まちの安全を守り、親しみのある河川環境の確保

本市には矢作川・矢作古川をはじめとして大小のいくつもの河川が走っています。これらの河川空間は水と緑のネットワークとなり、連続的な緑の空間として周辺環境や生態系等へ好影響を与えます。一方で、集中豪雨に伴う河川の氾濫に対するリスクへの対処や、グリーンインフラとしての機能性の確保等により、安全で親しみの持てる河川環境をつくっていく必要があります。

緑のまちづくり 持続的な

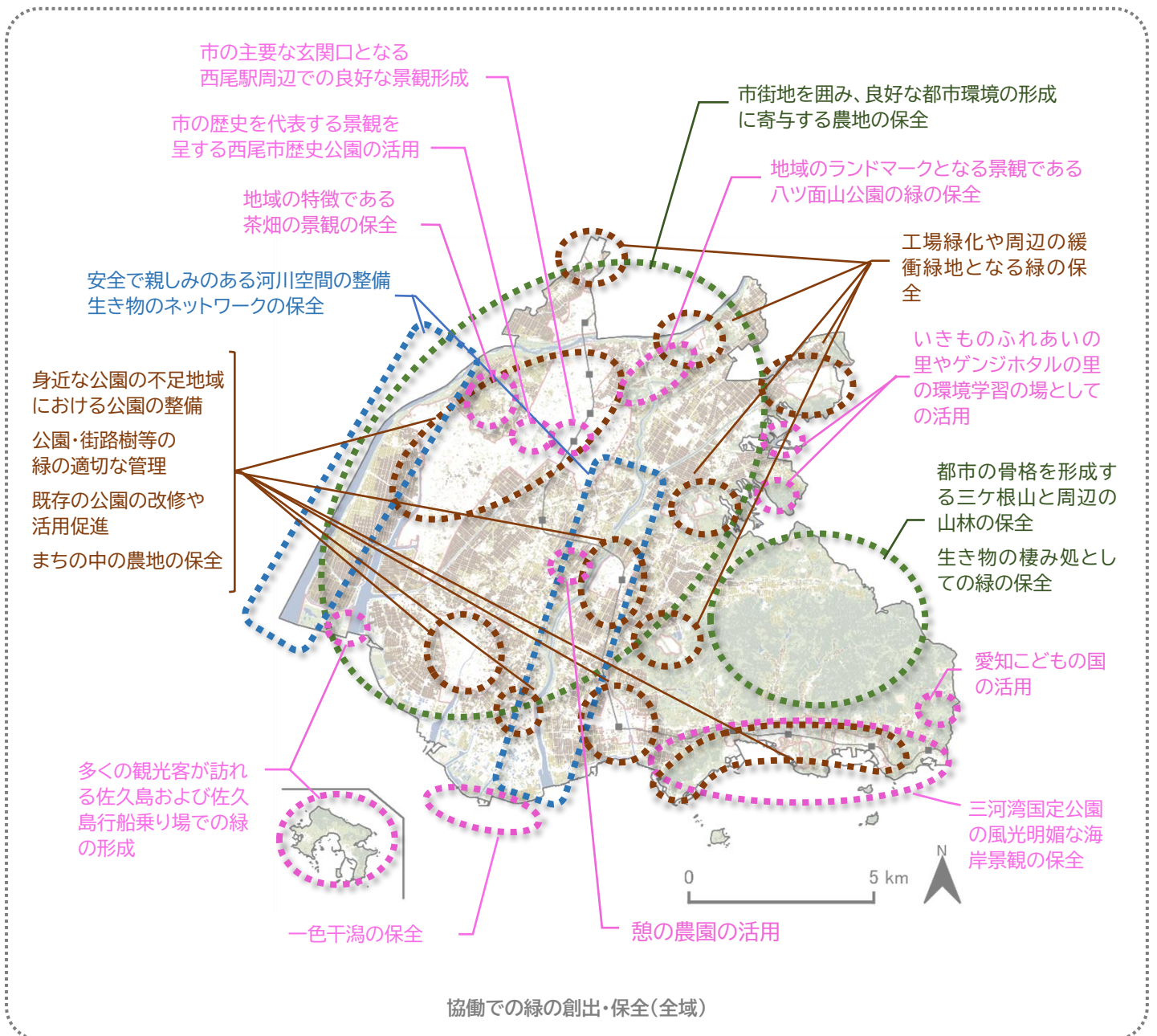
■ 協働での緑の創出・保全

緑の量の確保、質の向上のためには、行政だけでなく、市民や事業者等の多様な主体が緑のまちづくりへ参画することが重要です。人口が高齢化するなかで、これまでのように行政や個人など緑の所有者だけが緑の担い手であり続けることはまちの環境維持にとって持続性が難しく、緑を支える人の輪を拡げていく必要があります。

緑の主な課題の図

凡例

- 市の緑の基盤となる丘陵・山林や優良な農地の保全・活用
- 暮らしに身近な緑の環境の整備
- まちの魅力を高める緑の保全・活用
- まちの安全を守り、親しみのある河川環境の確保
- 協働での緑の創出・保全(全域)



第3章 計画の目指す姿

3-1 基本理念

本市は、西部を矢作川、東部を丘陵地に囲まれ、南部は三河湾に面しています。市街地周辺には農地が広がり、中央部には自然度の高い矢作古川が北から南へ向かって流れ、河口付近には広大な一色干潟があるなど、豊かな自然環境に恵まれています。また、古くから人々の暮らしが営まれた地域であり、市域全域に由緒ある社寺などが存在しており、豊富な歴史資源に恵まれた市であるといえます。

本市は、その成り立ちから大きく西尾地区、一色地区、吉良地区、幡豆地区の4つに区分されますが、緑についても各々の地区は特徴を有しています。西尾地区は日本有数の生産量を誇る抹茶の産地であり、西尾城址を中心とした旧城下町が残っています。一色地区は日本有数の干潟や由緒ある社寺が分布しているとともに、近年では佐久島がアートの島として多くの観光客を集めています。吉良地区は海水浴場や潮干狩り、吉良温泉など観光の緑に特色があり、また、吉良上野介のゆかりの地であるなど歴史を偲ぶ緑や優良農地も多く存在しています。幡豆地区は海際まで迫る山々や愛知こどもの国の緑、海に浮かぶ前島・沖島の緑など、自然に恵まれた地区となっています。

本市にとって緑はかけがえのない宝物であり、市が一丸となって未来へ継承していくべきものです。そしてその緑は、人々がさまざまな形で関わり、守られ、多面的に使われていくことで、生き活きとしたものになり、緑の質が高まっていきます。西尾らしい質の高い緑を持続的に育てていくため、緑の基本計画における基本理念を以下のように定めます。

海・川・山・歴史を未来へ
みんなで育む **緑** が息吹くまち



3-2 緑の将来都市像

基本理念を体現させるため、共通認識となる緑の将来都市像を次のように示します。緑の将来都市像は、本市の緑の骨格を規定する絵姿であり、面的な緑のまちづくりを進める「緑のエリア」、線的な緑のまちづくりを進める「緑の軸」、点として緑のまちづくりを進める「緑の拠点」で整理し、表現します。

緑のエリアは、まちの基盤を支える緑として山林や郊外のまとまった農地、海岸などを位置づけ、保全・活用を図ります。住宅地については、都市公園の整備・維持・管理や民有地の緑化、生産緑地などの都市農地の保全などを図ります

緑の拠点は、スポット的に特徴的な機能を発揮する緑の空間を位置づけ、特徴のある緑を形成します。環境や生態系保全の象徴となる空間(自然と親しむ緑の拠点)、人々の活動の場となり、まちの活気、交流を生み出す空間(にぎわいを生み出す緑の拠点)、文化財や歴史資源と紐づき緑を形成する空間(歴史と調和した緑の拠点)と、その性質に分けて拠点を位置づけます。

緑の軸は、連続的な緑の空間を形成することで、人や生き物の主要な移動空間になり、緑の有機的なネットワークとなるものです。河川や海岸など、自然地形に由来する空間軸や、都市計画道路沿いの緑化空間などを位置づけます。

< 緑の将来都市像 >

凡 例

緑のエリア

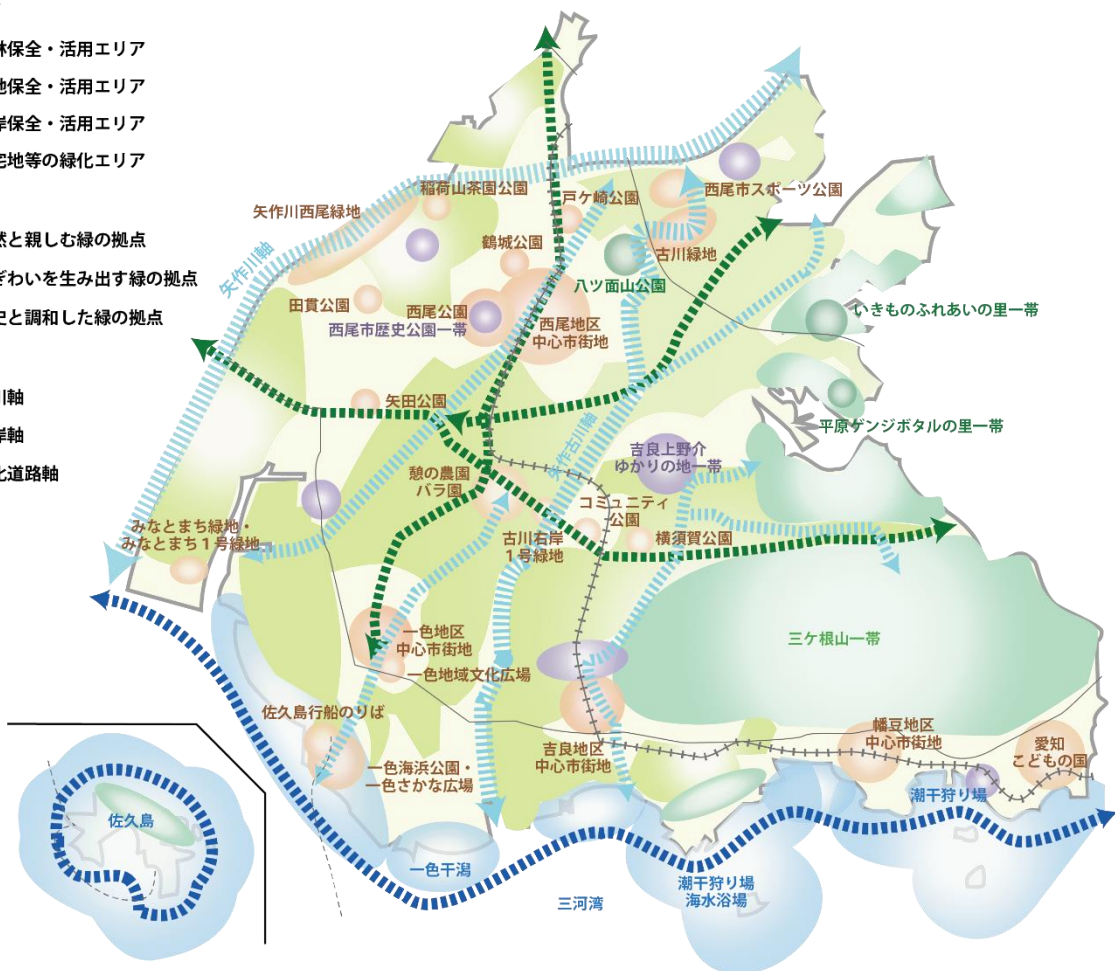
- 山林保全・活用エリア
- 農地保全・活用エリア
- 海岸保全・活用エリア
- 住宅地等の緑化エリア

緑の拠点

- 自然と親しむ緑の拠点
- にぎわいを生み出す緑の拠点
- 歴史と調和した緑の拠点

緑の軸

- 河川軸
- 海岸軸
- 緑化道路軸



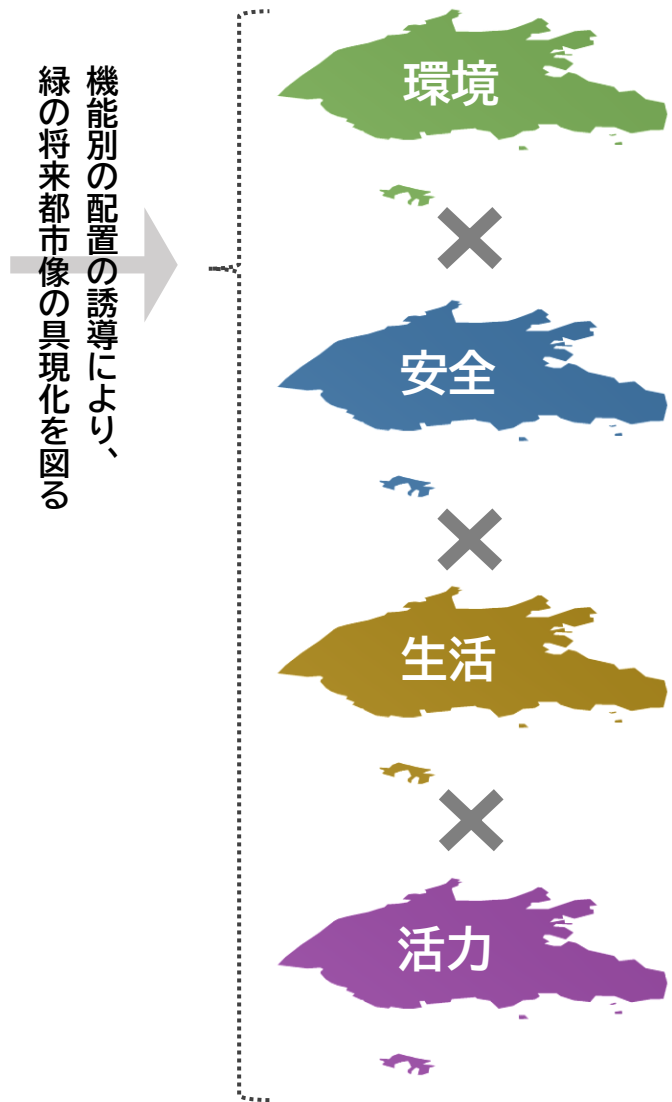
第4章 緑の配置方針

4-1 緑の配置方針の概要

緑の将来都市像を実現するため、緑の機能別に配置方針を定めます。本計画においては、緑が持つ多様な機能を、愛知県広域緑地計画(平成 31 年)に倣い、「環境」「防災」「生活」「活力」の4つの視点で分類し、機能類型ごとに配置を位置づけます。機能類型ごとに整理づけることで、機能の配置の不均衡などを抑え、必要な緑の機能が市内のどこであってもある程度均質的に充足されるように誘導を図ります。

緑の将来都市像

機能類型別の緑の配置方針



4-2 環境を支える緑の配置方針

都市の緑は、動植物の生息地であり、ヒートアイランド現象などの気象条件の緩和、大気の浄化などの機能があります。このような環境保全の役割を果たす緑について次のような配置を誘導します。






◆ 環境を支える緑の配置方針

◇ 市街地周辺で良好な環境を生み出す緑	海・河川などの水域や山林は動植物の生息空間であり、市街地を囲む農地も合わせて、市街地とその周辺環境を豊かにするため、市街地周辺の環境を支える緑として位置づけ、保全を図ります。
◇ 市街地の内側で都市環境を快適にする緑	都市公園をはじめとした公共施設の緑や生産緑地などの都市農地は、ヒートアイランド現象の緩和やオープンスペースの創出、身近な目に見える緑の景観形成として重要であるため、市街地のなかで環境を支える緑として位置づけ、保全や創出を図ります。
◇ 生態系ネットワーク形成に寄与する緑	市街地内や市街地間をつなぐ連続的な緑の空間として、良好な河川環境の維持や、主要な道路における街路樹・植栽等の整備・管理をします。



環境を支える緑の配置方針図

凡例



市街地周辺で良好な環境を生み出す緑

-  海
-  河川
-  山林
-  まとまった農地
-  工場周辺の緩衝緑地
など

市街地の内側で都市環境を快適にする緑

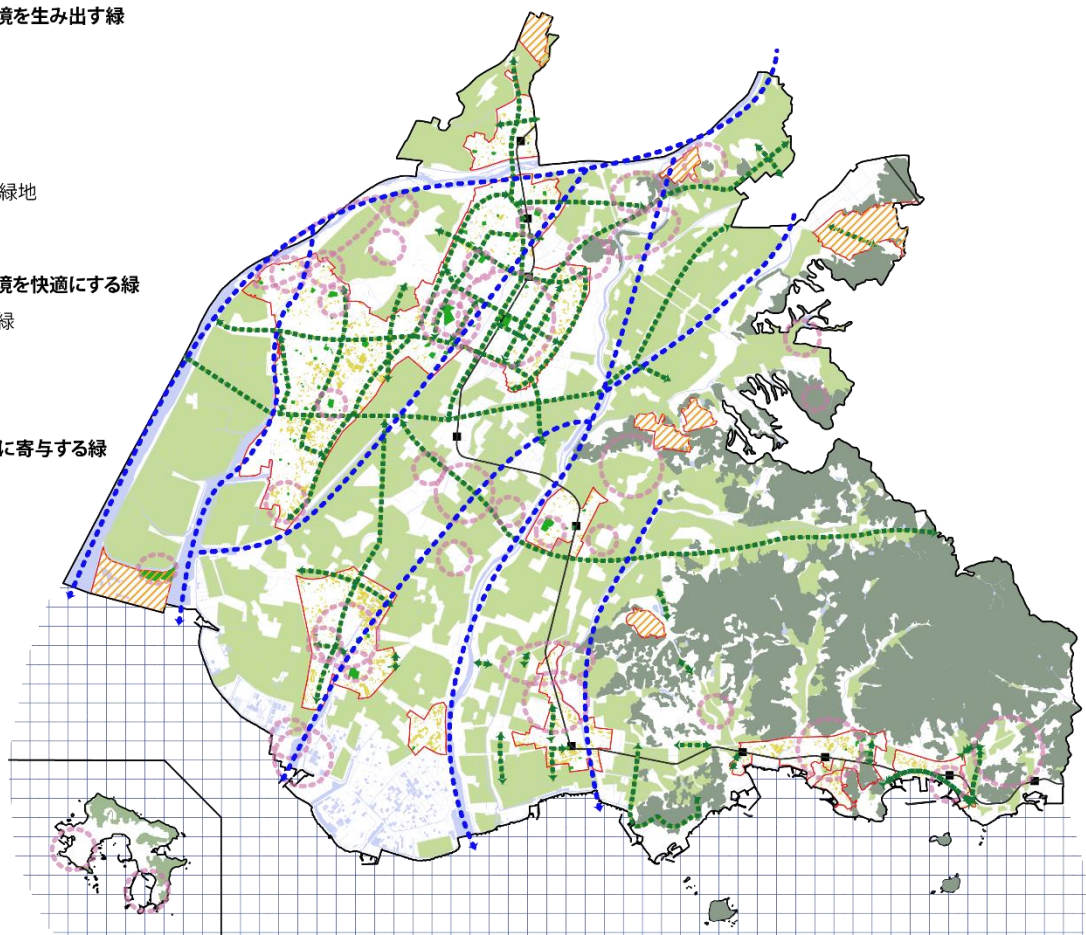
-  主な公共施設の緑
-  都市農地
など

生態系ネットワーク形成に寄与する緑

-  水系の軸
-  緑化道路軸
など

その他

-  緑の拠点



4-3 暮らしの安全を守る緑の配置方針

都市の緑は、被災時に避難場所や防災活動の拠点になるとともに、火事の広がりを抑えるなど、まちの安全性を高める機能があります。このような防災の役割を果たす緑について次のような配置を誘導します。

◆ 暮らしの安全を守る緑の配置方針

◇ 広域的に都市を守る緑	水源涵養機能を有する山林や、山林の中でも重点的に守る保安林を位置づけます。市街地の周辺のまとまった農地も保水・湧水機能を持つ空間として保全をします。
◇ 防災ネットワークとして都市を守る緑	火災の延焼を止める河川空間の保全や、火災の待避地となることで避難路となる主要な道路を緑化し、緑の防災ネットワークを構築します。
◇ 避難先として都市を守る緑	地域防災計画に位置づけられる地域防災活動拠点および地区防災活動拠点のうち緑である拠点を、緑の防災拠点として位置づけます。ほか、身近な避難先として、一時的な避難場所となる公園・遊園等を配置します。

凡例

広域的に都市を守る緑

- 水源涵養機能を有する山林
- 保安林
- 保水・遊水機能を持つ農地など

防災ネットワークとして都市を守る緑

- 延焼を止める河川空間
- 避難路となる緑化道路軸など

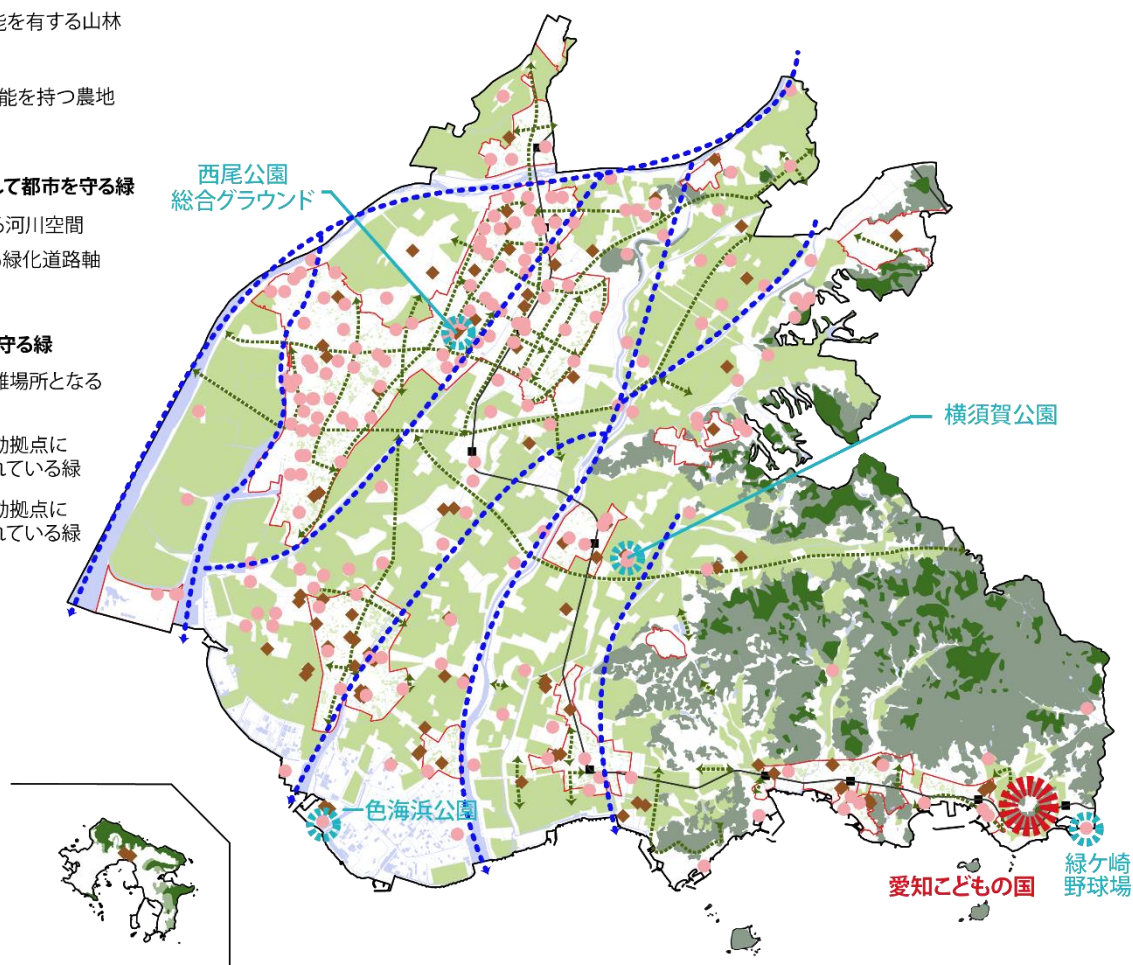
避難先として都市を守る緑

- 一時的な避難場所となる身近な公園
- 地区防災活動拠点に位置付けられている緑
- 地域防災活動拠点に位置付けられている緑など

その他

- 避難施設

暮らしの安全を守る緑の配置方針図



4-4 生活を豊かにする緑の配置方針

都市の緑は、自然とのふれあいや運動・遊びなど、日常の活動の場となるとともに、景観や歴史文化など地域性を生み出し、生活に潤いをもたらします。このような生活を豊かにする緑について次のような配置を誘導します。

◆ 生活を豊かにする緑の配置方針

◇ 身近な交流や活動の場となる緑	身近な公園や遊園、スポーツ施設、市民農園などを、日常的な市民活動の場として活用する緑として位置づけ、維持管理します。
◇ 地域を特徴づける景観を生み出す緑	多くの人の目に留まる主要な道路において緑化を図り、良好な街路景観を形成します。天然記念物や保存樹木などの貴重な緑を、地域を特徴づける緑として保全します。

生活を豊かにする緑の配置方針図

凡例

身近な交流や活動の場となる緑

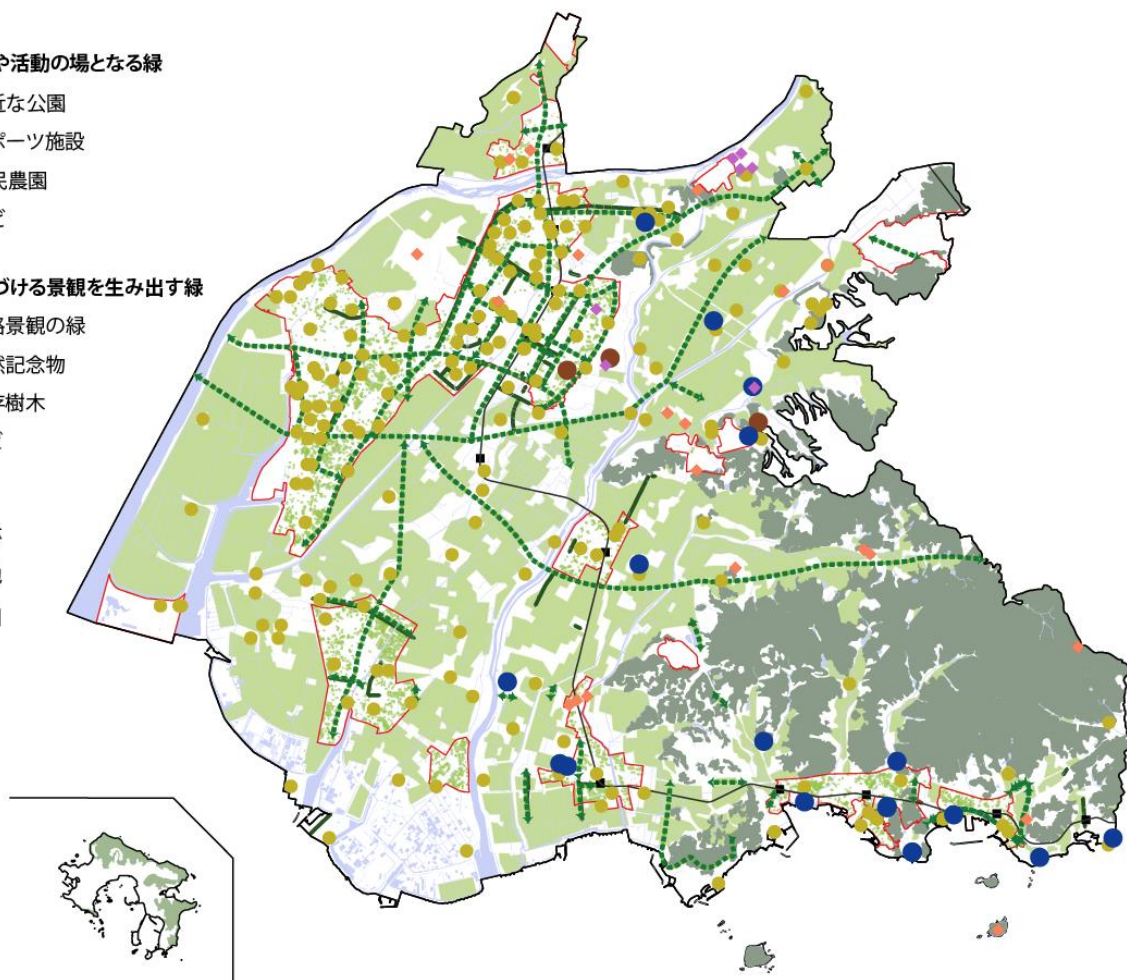
- 身近な公園
- スポーツ施設
- 市民農園
など

地域を特徴づける景観を生み出す緑

- 街路景観の緑
- ◆ 天然記念物
- ◆ 保存樹木
など

その他

- 山林
- 農地
- 河川



4-5 活力を生み出す緑の配置方針

都市の緑の中には、他所にはあまり見られない個性的な顔を持つものもあり、多くの人を魅了し、人が集まるきっかけとなるものがあります。また、農業・漁業をはじめとした生産活動の場となる空間もあります。このような、まちの資源となり、都市に活力を生み出す緑について次のような配置を誘導します。





◆ 活力を生み出す緑の配置方針

<p>◇ 観光・レクリエーションの拠点となる緑</p>	<p>駅前をはじめとした各地域の中心市街地における緑化や、寺社や歴史・文化資源資源とその周辺のまとまった緑の保全、環境レクリエーション活動の場として活用できる緑や、良好な自然の眺望スポットなどを、観光とも連動させる拠点として位置づけ、活用を図ります。</p>
<p>◇ 産業活動の場となる緑</p>	<p>農地など生業として生産活動が行われる緑を、活力を生み出す緑の一つとして位置づけ、保全を図ります。</p>

活力を生み出す緑の配置方針図

凡例




観光・レクリエーションの拠点となる緑

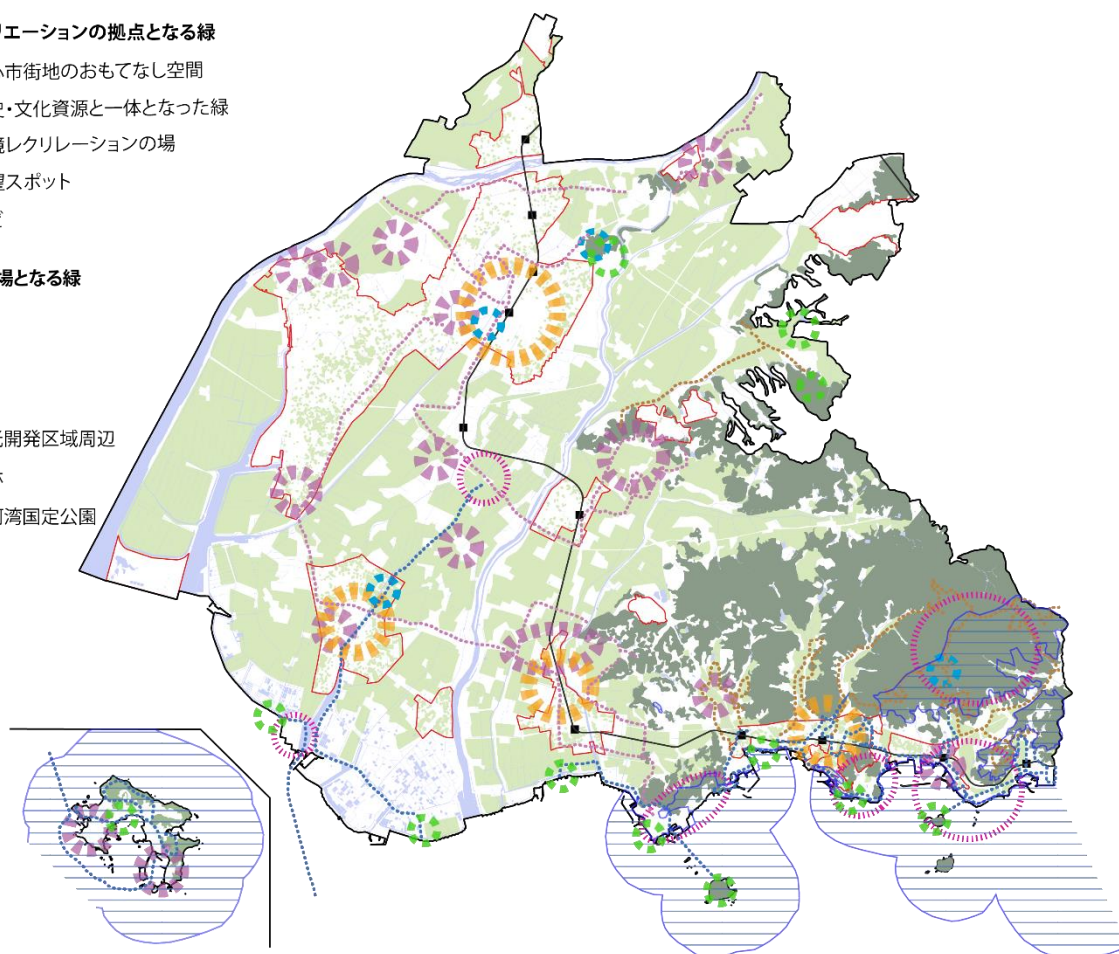
-  中心市街地のおもてなし空間
-  歴史・文化資源と一体となった緑
-  環境レクリエーションの場
-  眺望スポット
- など

産業活動の場となる緑

-  農地
- など

その他

-  観光開発区域周辺
-  山林
-  三河湾国定公園



第5章 施策

5-1 施策展開の方向性

基本理念「海・川・山・歴史を未来へ みんなで育む 緑が息吹くまち」の実現に向けて、次の3つの方向性のもと施策を展開していきます。緑のまちづくりにおいて、「誰が」「どの資源を」「どのように」活かしていくのかを示すものとして、①まちづくりの基本的な考え方、②施策で目指す方向性についての考え方、③推進主体についての考え方に整理して、位置づけます。

どの資源を？ ▶ 緑のまちづくりにおける基本的な考え方

方向性① 海・川・山・歴史など各地域の特徴的な緑を活かす ～緑のまちづくりにおける**土壌**～

緑のまちづくりにおいて、西尾市がその風土として備える固有の自然や文化を十分に発揮し、魅力あるまちの環境を形成していくことを目指し、各地域の海・川・山・歴史といった資源の特徴を活かしていきます。

どのように？ ▶ 緑の施策で目指す方向性についての考え方

方向性② 多面的な機能が発揮される質の高い緑を育てる ～緑のまちづくりにおける**恵**～

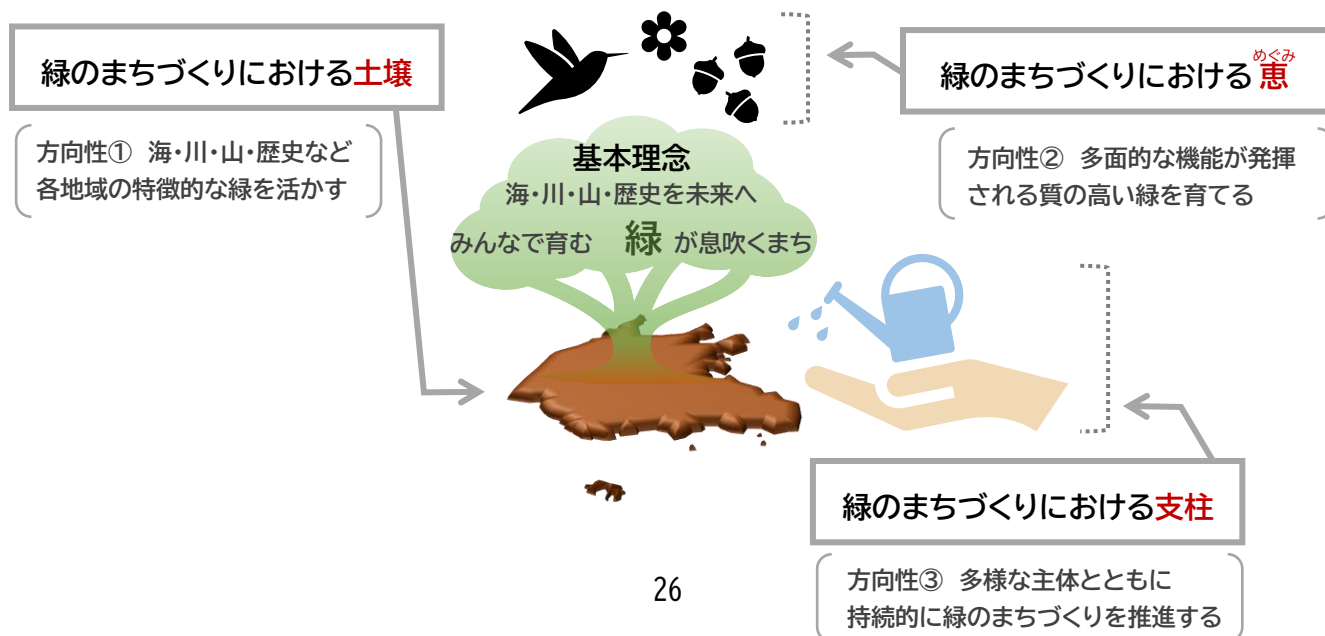
緑の施策については緑の量を確保するだけでなく、その質の維持向上に努めます。適切に守られ、育まれた緑は環境保全・景観形成・防災・レクリエーションなどの多面的な機能・役割を発揮し、実や花として緑をさらに豊かにします。さらに、そのような緑の環境が持続性を備える状態を“質の高い緑”と捉え、このような緑の形成を目指します。

誰が？ ▶ 緑のまちづくりを推進する主体についての考え方

方向性③ 多様な主体とともに持続的に緑のまちづくりを推進する ～緑のまちづくりにおける**支柱**～

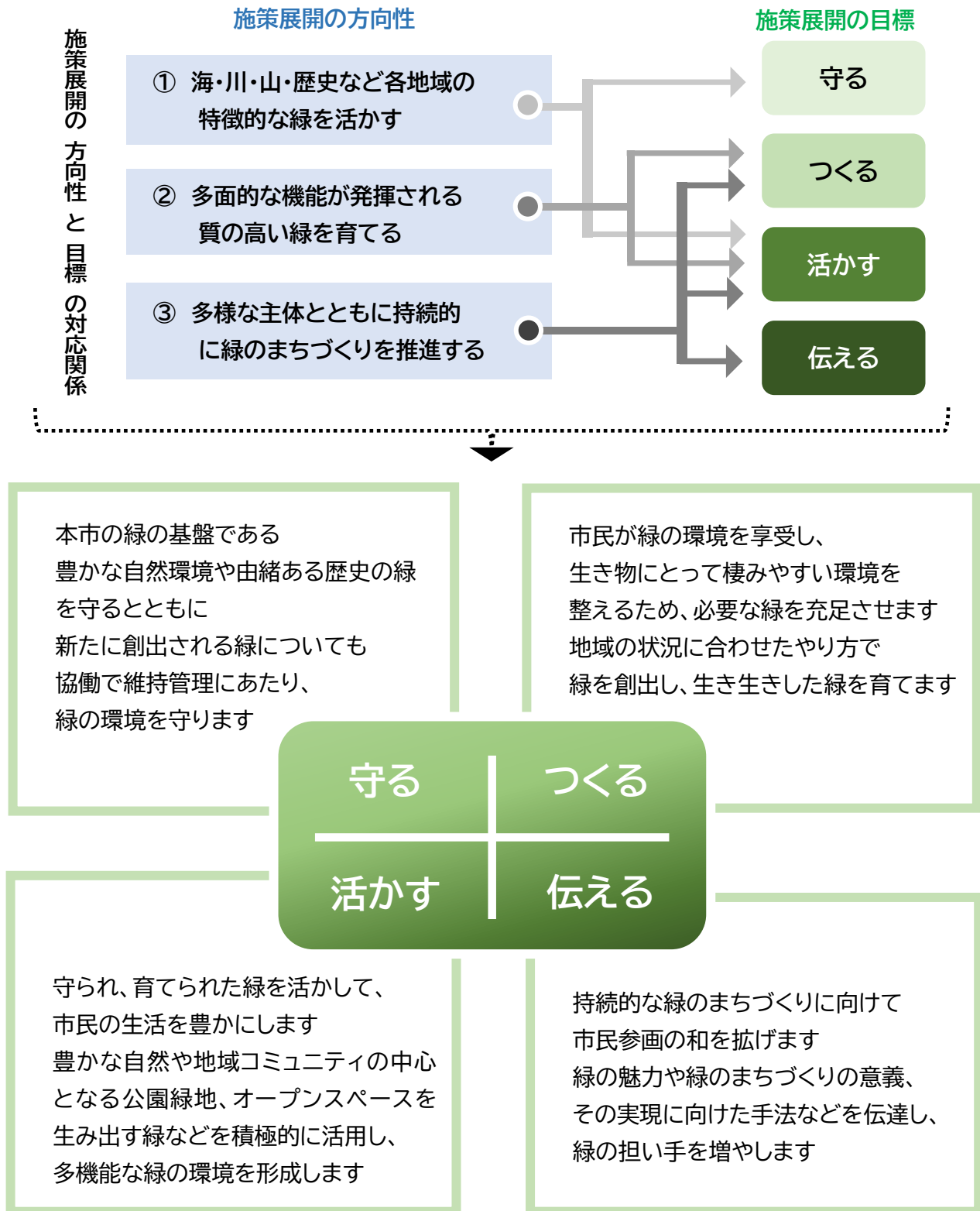
人口減少・財政縮減の社会においては、緑の所有者が各々で緑を創出・維持・活用するのではなく、行政、市民、市内事業者のほか、市外で居住や活動する人・団体等も含む多様な主体が緑のまちづくりを担うことが必要であるため、そのような環境の構築に向けて施策を展開します。

< 基本理念と施策展開の方向性のイメージ >



5-2 施策展開の目標

施策展開の方向性に基づき、施策を展開していきます。施策の展開にあたっては、施策が目指す目標を「守る」「つくる」「活かす」「伝える」の4つの目標に分け、目標ごとに施策を位置づけます。



5-3 施策体系図

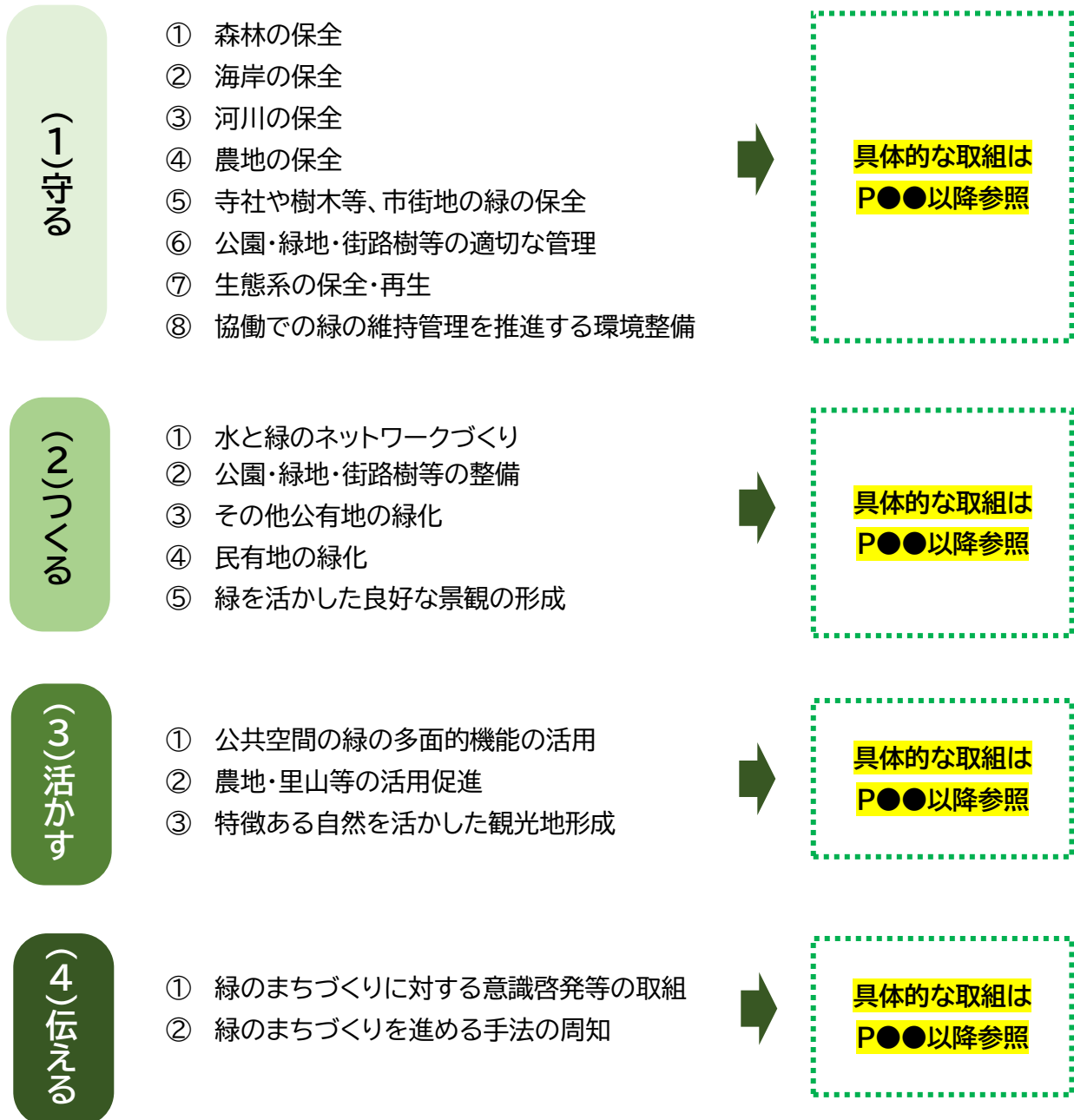
施策展開の目標ごとに、以下のように施策を体系化します。
各施策に紐づく具体的な取組については次ページ以降で整理しています。

— 施策体系(概要) —

施策展開の 目標

施策

取組



5-4 施策

(1) 緑を「守る」ための施策

緑を「守る」ための施策一覧

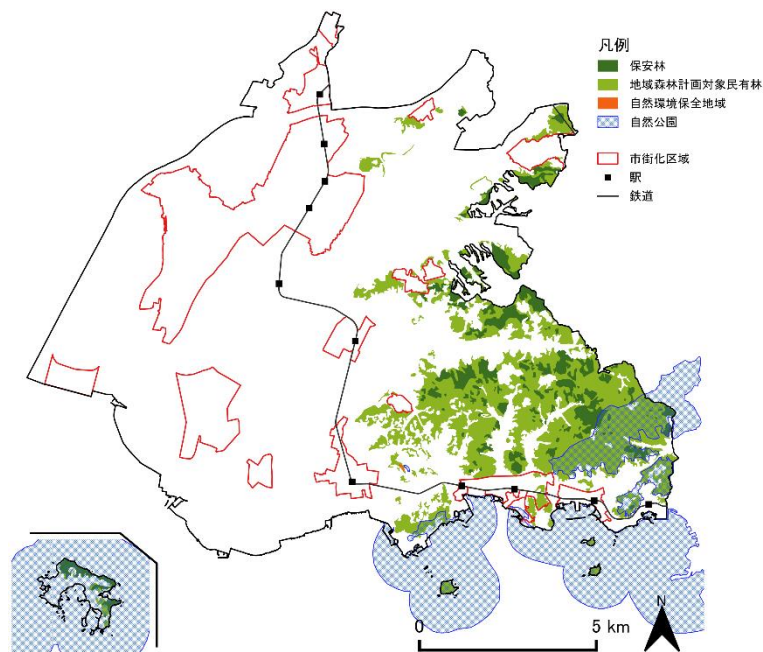
① 森林の保全	①-1 法的制度等を活用した森林の保全
	①-2 市民協働による里山の保全
② 海岸の保全	②-1 生態系に配慮した海岸の保全
	②-2 法的制度等を活用した海岸の保全
③ 河川の保全	③-1 河川区域の保全による安全確保
④ 農地の保全	④-1 市街地周辺のまとまった農地の保全
	④-2 市街地内の貴重な農地の保全
⑤ 寺社や樹木等、 市街地の緑の保全	⑤-1 地域を特徴づける緑の保全
⑥ 公園・緑地・街路樹等 の管理	⑥-1 公園緑地等の適切な管理
	⑥-2 街路樹・植栽の適切な管理
⑦ 生態系の保全・再生	⑦-1 関係機関と連携した生態系の保全・再生
⑧ 協働での緑の維持管理 を推進する環境整備	⑧-1 アダプトプログラムの活用推進
	⑧-2 農地の担い手確保に向けた支援

①森林の保全

①—1 法的制度等を活用した森林の保全

見直し

市東部の緑豊かな丘陵地は、愛知県広域緑地計画（平成 31 年）において県土の骨格を形成する緑地に位置づけられています。保安林、自然公園、自然環境保全地域、地域森林計画対象民有林等の各種制度については、指定を継続し良好な自然環境を保全します。また、森林環境譲与税を活用し、森林整備や保全、木材利用促進等の取組を実施していきます。



①—2 市民協働による里山の保全

継続

本市には、三ヶ根山をはじめ市東部地区の里山など地域特有の景観を形成する重要な緑地が多くあります。しかし、生活様式の変化や高齢化などにより、竹林化や里山特有の動植物の衰退などが進行し、保全・再生が急務となっています。

そのため、八ツ面山や西尾市いきものふれあいの里等における里山保全活動を推進するとともに、里山所有者をはじめとする市民や地域との協働により、間伐や竹林整備など里山保全活動の支援を進めます。また、グリーンインフラの視点も含め、里山の機能や役割について、啓発を行い、市民の里山に対する関心や意識を高めます。

②海岸の保全

継続

②—1 生態系に配慮した海岸の保全

環境省自然環境局生物多様性センターでは、わが国の植生、動植物の分布、河川・湖沼、干潟、サンゴ礁などについて基礎的な調査やモニタリングを実施しており、矢作川河口のヨシ原や一色干潟などには、三河湾の環境改善効果を有する植物生物群がみられます。

とくに一色干潟は、本市一色町から吉良町の沿岸に広がる三河湾最大の干潟です。三河湾の生態系の保全に大きな役割を果たすとともに、その水質浄化機能は環境改善にとっても重要です。

これらの生態系の保全を図るため、河川流域の下水道整備の推進による都市環境の改善や埋め立てなどによる改変などを抑制していきます。

■塩生植物群落・生物相

干潟の名称	干潟の面積	干潟の特徴・生物相
矢作川河口	約3ha(A地点)	・ヨシ原には、ヨシ、シオクグ、ウラギクが生息
一色干潟	約70ha	・アサリの潮干狩り場として、いくつかの漁協によって厳しく管理 ・アサリをはじめ、生物相は比較的豊富

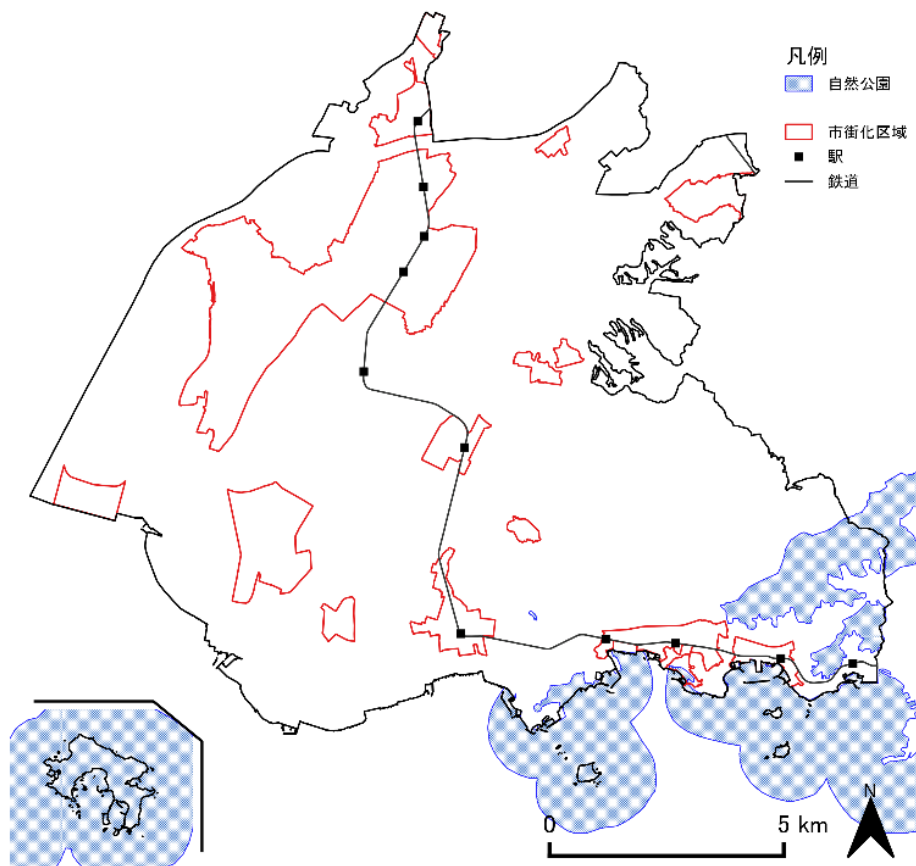
資料：環境省自然環境局生物多様性センター（2002年調査）

②—2 法的制度等を活用した海岸の保全

継続

三河湾国定公園は、自然公園法に基づき、都道府県知事により昭和 33 年に指定され、県内にある自然公園のうち最も歴史が古い自然公園です。本市域では一色町佐久島、吉良町、東幡豆町、西幡豆町などに位置し、三ヶ根山や佐久島、変化に富んだ海岸線など優れた自然景観に恵まれ、一部は愛知こどもの国として利用されています。

国定公園の指定により、建築物の設置や土地の形状変更について一定の行為制限がなされています。今後も国定公園指定の継続による樹林地や海岸域の保護を図るとともに、自然環境と調和した利活用方策の検討を推進します。



③河川の保全

③—1 河川区域の保全による安全確保

見直し

矢作川・矢作古川には、広大は水辺空間として市の骨格を形成する良好な自然環境が残されており、引き続き河川区域の保全を図ります。

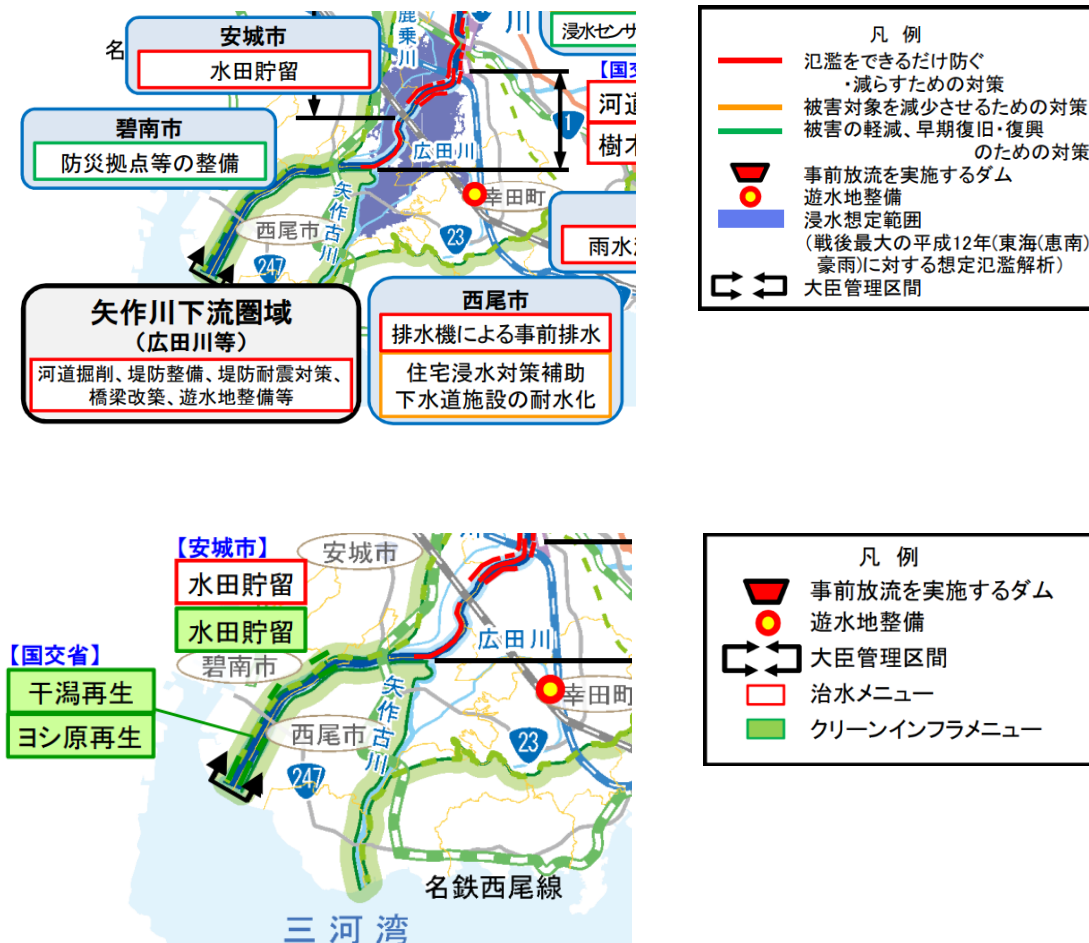
また、気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道管理者等が行う治水対策に加え、あらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」へ転換し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速していく必要があります。

とくに矢作川は愛知県広域緑地計画（平成31年）において、「水と緑のネットワークを形成する緑地」の中の「大河川のネットワーク」として位置づけられており、令和2年度に発足した「矢作川水系流域治水プロジェクト」（矢作川流域治水協議会）と連携し、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策や被害対象を減少させるための対策を促進していきます。

矢作川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～日本の産業を支える「ものづくり拠点」を水害から守る流域治水対策～

※本市に関わる部分を抜粋



矢作川流域治水協議会

④農地の保全

④—1 市街地周辺のまとまった農地の保全

継続

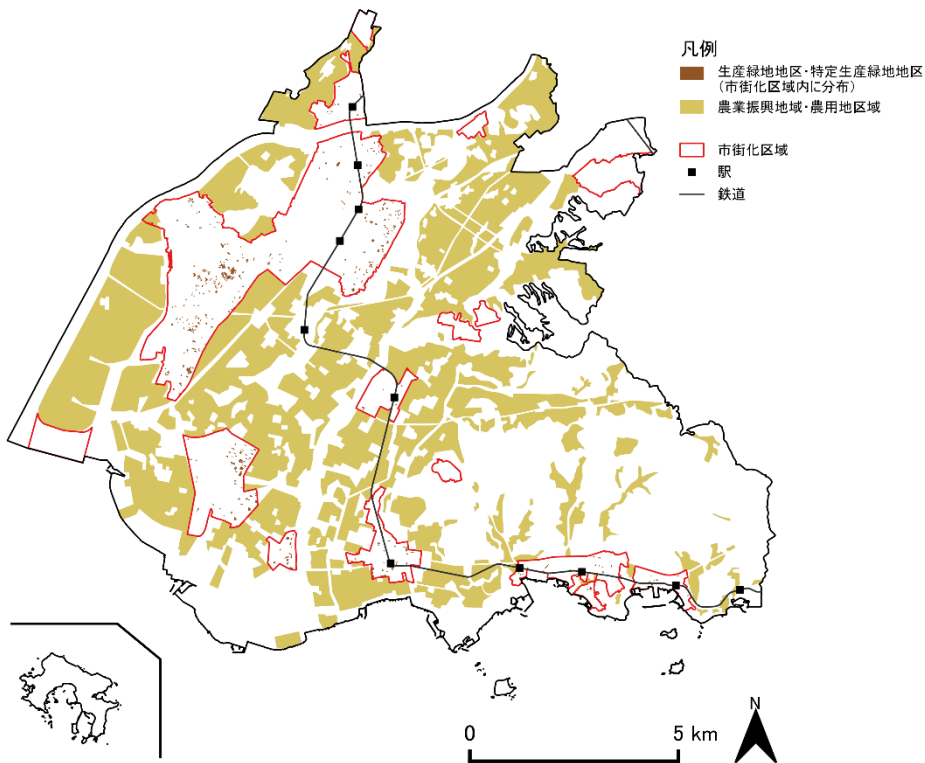
本市の中央部から西部の矢作川左岸地域にかけて広大な農用地が指定され、米、野菜、お茶、花卉などの生産が盛んで、県下有数の農業地帯となっています。特に抹茶は日本有数の生産量を誇り、本市の特産の1つとなっています。

これらの農用地は、食を支える貴重な緑地であるとともに、防災上の遊水機能など都市環境の保全面からも重要な緑であり、地産地消の推進による農業振興とあわせて緑地の保全を図り、農業振興地域農用地の確保に努めます。

④—2 市街地内の貴重な農地の保全

見直し

市街化区域内にある都市農地は、グリーンインフラとして雨水の涵養機能や災害時の一時避難所としての役割等、市街地特有の重要な役割を担っています。生産緑地・特定生産緑地の指定を引き続き促進するとともに、西尾市都市計画マスタープラン(令和5年)や西尾市立地適正化計画(令和5年)と連携しながら開発を誘導することで、市街地内の貴重な農空間を保全します。合わせて、愛知県都市農業振興計画(平成29年)とも連携しながら、都市農業の振興を図ります。



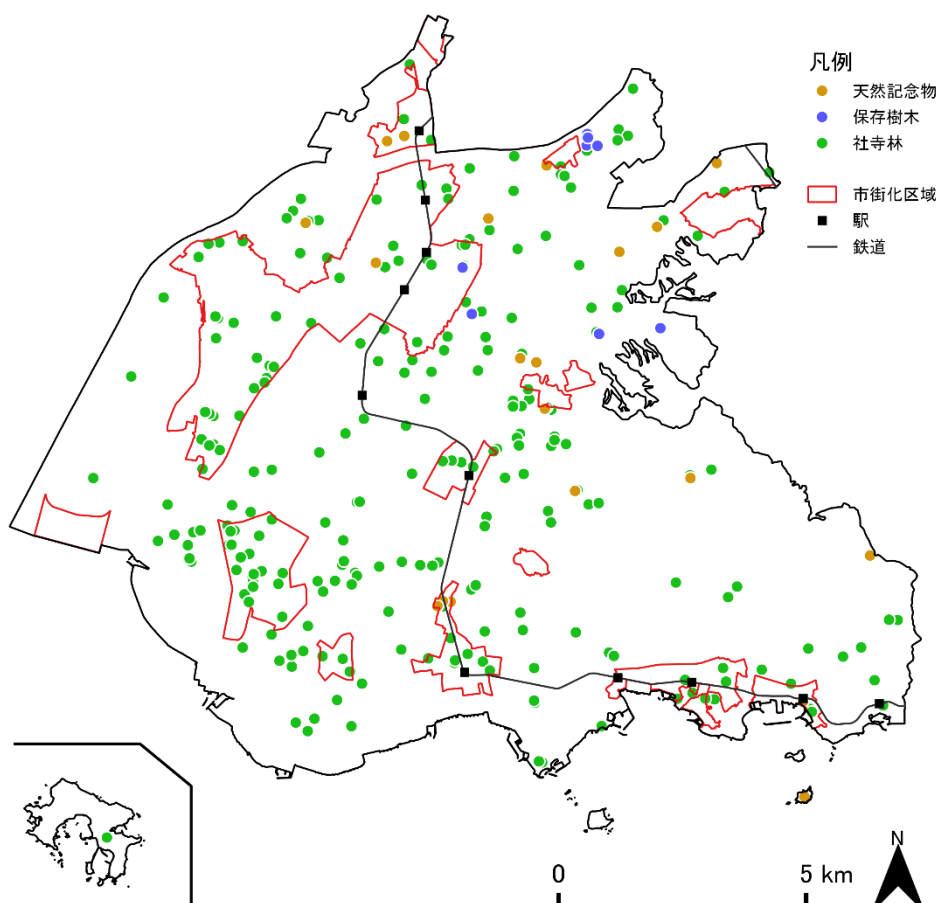
⑤寺社や樹木等、市街地の緑の保全

⑤—1 地域を特徴づける緑の保全

継続

地域の文化と密着した歴史ある緑として、西尾城址や金蓮寺(国宝・弥陀堂)など社寺と一体となった緑地空間(社寺林)があり、地域の緑の拠点を形成しています。これらについて、市民団体・NPOなどの緑に係る市民活動と協働しながら保全を図ります。

また、保存樹木、屋敷林は市街地の潤いある景観創出に資する民有地の緑であることから、これらの継続的な保全を図ります。また、新たな保存樹木の指定や屋敷林を保全する市民緑地の指定などを推進します。



⑥公園・緑地・街路樹等の管理

⑥—1 公園緑地等の適切な管理

見直し

都市公園や児童遊園など身近な公園緑地について適正な管理を行います。市内には、昭和 31 年開設の鶴城公園、昭和 41 年開設の桜町公園など開設後 50～60 年を経過している公園施設があり、公園利用者の安全確保を図るため、遊具、トイレ、ベンチ、樹木等について、定期的な施設点検を実施し、必要に応じて公園施設の長寿命化対策や更新を進めます。

また、民間事業者と連携していくことで、施設管理の効率化を図ります。

⑥—2 街路樹・植栽の適切な管理

新規

街路樹については、道路の安全面に支障をきたす場合には適切な管理を行います。定期的な点検を行い、大径木化や老齢化に伴う倒木や道路施設の機能に影響を及ぼすと考えられる場合は、対応を検討します。

⑦生態系の保全・再生

⑦—1 関係機関と連携した生態系の保全・再生

見直し

本市には、三河湾国定公園をはじめとする良好な漁場や野鳥の飛来地、固有の生態系を形成する島しょや干潟、海岸、山林等の貴重な自然環境があります。これらの自然について、あいち生物多様性戦略 2030(令和 3 年)や西尾市生物多様性地域戦略(令和 4 年)と連携し、動植物の生息・生育状況の把握や地域固有の動植物の生息・生育環境の保全、外来種に対する正しい知識の啓発等を推進します。

河川・水路については、グリーンインフラの視点から、多自然川づくりとして、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出します。また、市域東部においては、里山の保全、ため池の多面的機能の回復、ビオトープづくりに努めます。

これらの生態系の保全・再生の取組は、西三河生態系ネットワーク協議会や学校教育と連携しながら、推進します。

⑧協働での緑の維持管理を推進する環境整備

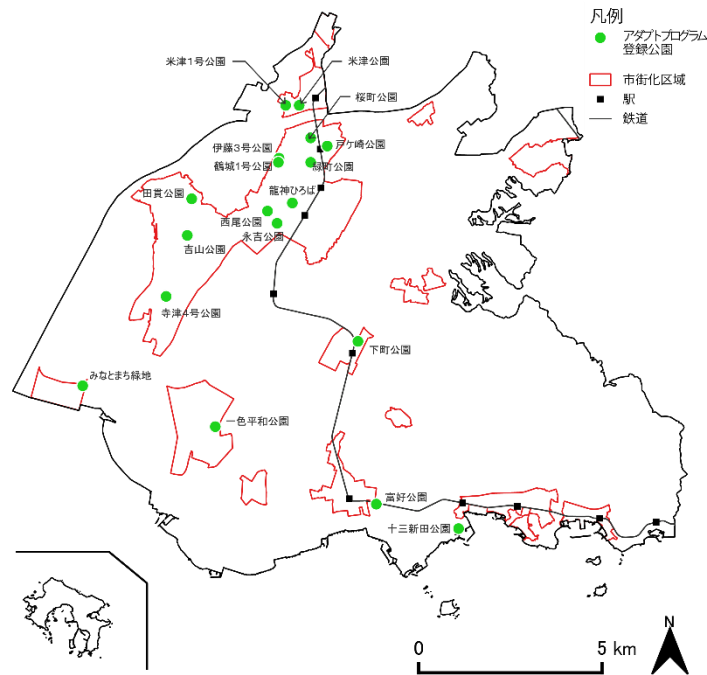
⑧—1 アダプトプログラムの活用推進

継続

市内の一部の身近な公園等においては、アダプトプログラム登録団体※や地元町内会が主体的に維持管理を行っています。今後もそれらの団体の活動意欲を高め、活動の継続・拡充とともに公園等の維持管理の充実を図ります。

※本市では、アダプトプログラム「まちの美化活動し隊」事業実施要綱を平成18年から施行しています。この要綱は、身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設の美化及び清掃について、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民との協働による健康で快適なまちづくりを推進するものであり、今後も積極的に推進していきます。

アダプトプログラム登録公園（令和4年7月時点:18箇所）



⑧—2 農地の担い手確保に向けた支援

新規

高齢化等で労働力不足に悩む農業者の支援及び農業者と市民等とのふれあいによる地産地消の推進を目的とし、援農ボランティア制度の導入や農福連携を検討します。市街化区域の貴重な農地については、都市農地貸借法に基づく各種制度等について周知し、農地を貸してもいい人、借りたい人のマッチングを促進していきます。

(2) 緑を「つくる」ための施策

緑を「つくる」ための施策一覧

① 水と緑の ネットワークづくり	①—1 街路樹や公共施設による 緑のネットワークづくり
	①—2 多自然川づくりによる 河川生態系ネットワークの創出
	①—3 農地生態系ネットワークの創出
	①—4 市民同士のネットワーク形成や 団体間のネットワークの形成支援
② 公園・緑地・街路樹等 の整備	②—1 身近な都市公園の不足地域への 計画的な公園の整備・誘導
	②—2 ニーズに応じた公園の整備・再整備
	②—3 郊外における大規模公園の整備
	②—4 街路樹の整備
③ その他公有地の緑化	③—1 公共施設の緑化推進
④ 民有地の緑化	④—1 住宅地における緑化促進
	④—2 民間企業における 緑化や環境貢献活動の取組促進
⑤ 緑を活かした 良好な景観の形成	⑤—1 主要公共交通施設周辺の緑化
	⑤—2 街路樹による景観軸の形成
	⑤—3 親水空間の形成

①水と緑のネットワークづくり

継続

①—1 街路樹や公共施設による緑のネットワークづくり

西尾公園などの都市公園や小中学校などの公共施設緑地は、市街地内に点在しているまとまった緑であり、法的に担保されたものです。これらの点在する緑について街路樹植栽や河川緑地により、有機的につなげていくことで、緑の機能の向上を図ります。

①—2 多自然川づくりによる河川生態系ネットワークの創出

継続

河川空間は水辺の生き物が広域的に移動する空間であり、生態系を守り、豊かにするうえで重要な場所です。河川の整備にあたっては、**グリーンインフラの視点から**、材木や石積みによる流速の変化を創出するなど防災機能との調整を図りながら多自然川づくり[※]を推進します。

多自然川づくりのイメージ

多自然川づくりとは…

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

(国土交通省「多自然川づくり基本指針」より)

多自然川づくりの例（二の沢川）



①—3 農地生態系ネットワークの創出

継続

農地は減少傾向にあり、開発による生物の生息空間の縮小と孤立が懸念されています。農業振興地域農用地と生産緑地地区・特定生産緑地地区の積極的な保全を図るとともに、身近な自然や緑の保全、市域東部の里山の保全、河川・水路の水辺の保全、ため池の多面的機能の回復、ビオトープづくりなどにより、農地生態系ネットワークの創出を図ります。

①—4 市民同士のネットワーク形成や団体間のネットワークの形成支援

継続

市民による緑のまちづくりは、市民同士の交流によるコミュニティ形成の役割も備えています。緑化通じた地域活動は、日常的なコミュニケーションや困りごとに対する助け合い、災害時の自助・共助にもつながるきっかけにもなると考えられます。こうした水と緑をテーマにした人の輪のネットワーク形成に向け、にしお市民活動センター（アクティにしお）で今後も継続的に支援します。

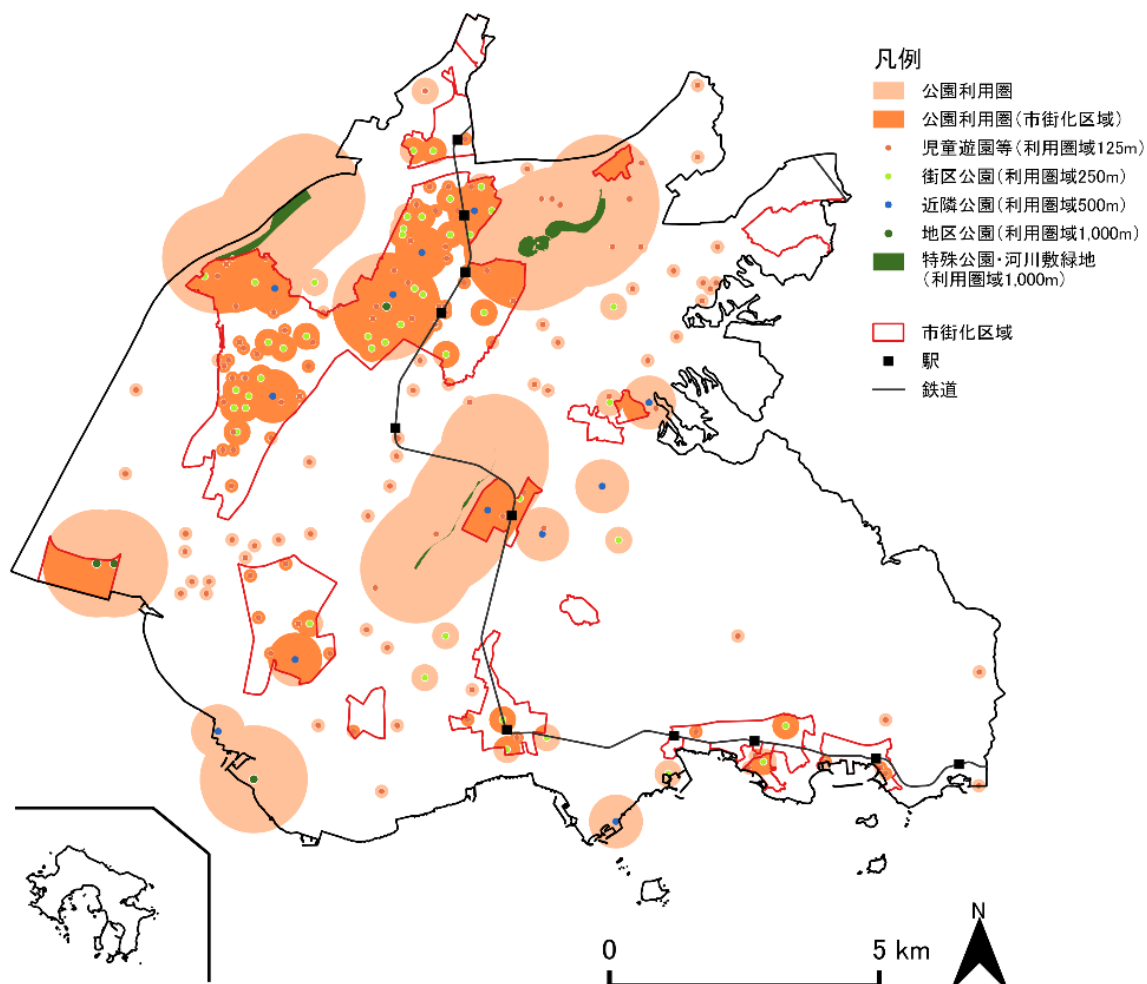
②公園・緑地・街路樹等の整備

②—1 身近な都市公園の不足地域への計画的な公園の整備・誘導

継続

本市の都市公園整備量は5.01㎡/人、市街化区域における公園面積カバー率は51.7%（令和3年3月31日現在）となっており、まだ十分ではありません。既に都市計画決定済みであるが未開設となっている公園や住宅街における身近な都市公園の不足地域への配置を優先として、土地区画整理事業などのまちづくりと連携して整備を推進するほか、借地公園の活用により必要な公園の量を整備・誘導していきます。

公園利用圏



公園緑地課
令和3年3月31日現在

②—2 ニーズに応じた公園の整備・再整備

見直し

本市の公園のなかには開設から50～60年を経過し、老朽化しているものもあります。一方で市民の高齢化に伴い、公園施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの必要性が高まっています。また、近年はSDGsの理念に則り、誰でも使いやすい遊具・施設等を備えた公園の考え方も普及しています。公園の更新に際しては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮するものとします。

公園の整備や再整備においては、上記のような多様化するニーズにこたえるため、地域住民とともにワークショップなどによって計画を作成します。ワークショップによる公園づくりは公園に対する愛着がわき、市民協働の管理につながるものであり、今後も新規に整備する公園や更新する公園についてはワークショップによる公園づくりを進めます。

市民とともに整備計画を作成する際のワーキング（西山公園）



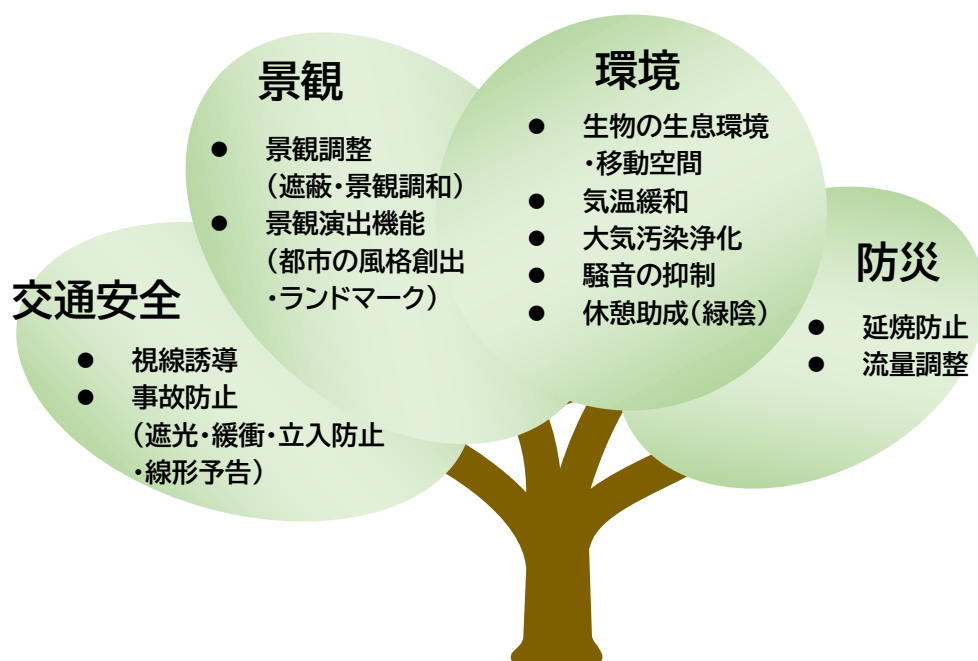
②—3 郊外における大規模公園の整備

継続

親子で楽しめる公園整備事業は、人が緑とふれあい緑豊かな自然を楽しむ憩いの場という位置づけで、八ツ面山公園と古川緑地を一体利用する公園整備事業です。市民のニーズが高いバーベキュー場や身近な自然にふれあうことができる散策路等を計画しており、矢作古川の水辺空間を活用するとともに、隣接する道の駅と一体となったレクリエーションゾーンを整備します。

街路樹は、樹冠被覆による緑陰効果等でヒートアイランド抑制機能があり、重要なグリーンインフラの一つです。街路樹の整備にあたっては、樹木が健全に育ち、多面的な機能を発揮するために、樹種の特性を十分に理解し、地域の特性や市民の要望に見合った適切な樹種選択を行います。また、アダプトプログラムなど市民協働による街路樹・植栽周辺の維持管理を推進するとともに、適正な維持管理により良好な街路景観の創出を図ります。

街路樹の多面的機能



街路樹の整備状況図
(作成中)

③その他公有地の緑化

継続

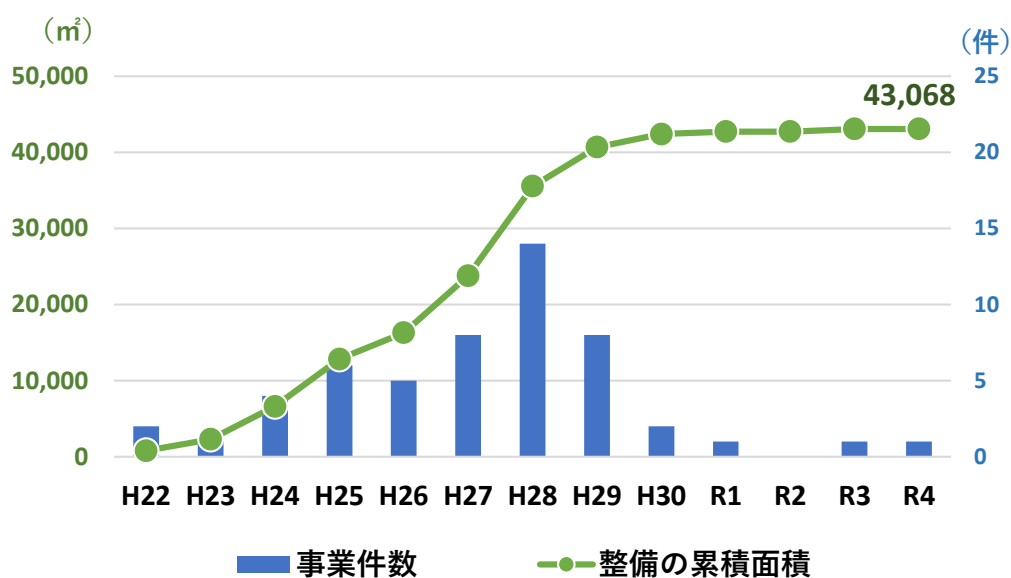
③—1 公共施設の緑化推進

市役所や各支所、学校、図書館等をはじめとした公共施設については、その施設や敷地条件を踏まえたうえで、芝生や壁面緑化、屋上緑化等の整備や維持管理を推進します。多くの人を訪れる公共施設の緑化を推進することで、市街地において視界に入りやすい緑の量を増やします。

園庭の芝生化（横須賀保育園）



市内の小中学校・幼稚園・保育園の芝生化の取組状況



④民有地の緑化

④—1 住宅地における緑化促進

見直し

住宅地については、緑地の整備や生垣・植栽等の設置について支援を行い、緑化を推進します。また、建築開発事業等指導要綱により民間開発時における緑化を促進しつつ、行政等が設置管理主体となる市民緑地契約制度や、民間が設置管理主体となる市民緑地認定制度の活用、補助制度である愛知県「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」等の活用により、既成住宅地における緑化を推進します。

合わせて、壁面緑化等を顕彰する緑のカーテンコンテストを継続する等の普及啓発に努め、市民の緑化の意欲向上を支えます。

④—2 民間企業における緑化や環境貢献活動の取組促進

見直し

工場立地法に基づき、敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の特定工場については、緑地基準緑地面積率 20%・環境施設面積率 25%を定め、必要な緑化を誘導します。

合わせて、壁面緑化等を顕彰する緑のカーテンコンテストを継続する等の普及啓発に努め、企業の緑化の意欲向上を支えます。

また、西尾エコスタイルの発信として、「あなたのエコスタイルチャレンジ」と題し、みどりのカーテンに限らず、環境についてやさしい行動などの取組を対象としたライフスタイルを部門別に募集し、取組の発信・共有等を継続していきます。

⑤ 緑を活かした良好な景観の形成

⑤—1 主要公共交通施設周辺の緑化

継続

西尾駅を始めとした名鉄西尾線・蒲郡線の駅周辺は市の玄関口となり、市役所や各支所周辺の市街地の中心部には多くの市民や来訪者が訪れます。このため、観光の起点となる都市景観上重要な駅、渡船場、公共施設等の壁面・屋上緑化等による良好な都市景観の創出を図り、市民とともに観光客を迎え入れる「もてなしの緑」を育てます。

交通結節点の緑化（西尾駅）



⑤—2 街路樹による景観軸の形成

継続

新たに整備する街路樹については、植栽する箇所毎に、場所性に応じた適切な機能を有する樹種を選定し、整備します。市や旧町での象徴となる樹種や、空間的な連続性の視点、生態系や道路及び周辺環境等に配慮しながら、適切な樹種により統一感のある街路樹の景観軸を形成します。

⑤—3 親水空間の形成

継続

水辺周辺について、親しみのある景観形成を図ります。矢作川では、堤防天端は桜並木の遊歩道、高水敷は親水空間として一体的な水と緑のオープンスペースを整備されており、その活用を推進します。また、二の沢川の歴史公園周辺は、「水辺プラザ」計画により生物多様性に配慮した構造の河川整備と親水空間の整備を推進し、市民協働によって川沿いの遊歩道の良好な景観を創出します。

(3) 緑を「活かす」ための施策

緑を「活かす」ための施策一覧

① 公共空間の 緑の多面的機能の活用	①—1 環境学習活動での活用
	①—2 防災活動での活用
	①—3 地域と協働での パークマネジメントの促進
	①—4 オープンスペースの活用促進
② 農地・里山等の活用促進	②—1 市民農園の整備、 学童・学校農園としての活用
	②—2 遊休地化した農地の活用
	②—3 里山の活用方策の検討
③ 特徴ある 自然を活かした観光地形成	③—1 眺望点における良好な視点場の整備
	③—2 地場産業を活用した緑づくりの推進

①公共空間の緑の多面的機能の活用

①—1 環境学習活動での活用

見直し

西尾市いきものふれあいの里は、身近な里山の自然にふれることができる場として、ネイチャーセンターやビオトープガーデン、自然観察路、トンボの里、チョウの小径などが整備されており、観察会や体験学習会など環境学習活動が実施されています。平原ゲンジホタルの里も同様に、ホタル祭りを開催するなど、人々が自然に親しめる場の提供を図っていきます。平原ゲンジホタルの里も同様に、ホタル祭り等を開催し、市民が自然に親しめる場の提供を行っていますが、木製構造物の劣化が進んでおり、施設の安全を確保できないことから、エリアの見直しを検討します。

また、八ツ面山公園周辺では、地域住民や企業による間伐や植樹、ヒメタイコウチの保全活動、地元小学校による総合学習が行われています。

今後も、このような自然とのふれあいの場の創出を図ります。

①—2 防災活動での活用

継続

市内では、愛知こどもの国が地域防災活動拠点に、西尾公園総合グラウンド・一色海浜公園・横須賀公園・緑ヶ崎野球場が地区防災活動拠点に指定されており、防災活動拠点として必要な機能を引き続き維持します。身近な公園緑地は災害時の一時的な避難場所となり、平常時には、地域の避難訓練の場としての活用を図ります。都市計画道路における緑化を引き続き推進し、安全な避難空間の確保に努めます。

①—3 地域と協働でのパークマネジメントの促進

新規

地域主体での公園の維持管理・利活用を促進します。地域の自主的な公園の維持管理活動に加え、各地域のニーズに応じて自主的に公園のルールをつくることを認め、公園緑地における管理・活用について地域移行を図ります。具体的な取組の要望が挙げられた地域・公園については市民・地域とともに協議・検討しながら、協働での維持管理および活用の取組を推進します。

①—4 オープンスペースの活用促進

新規

西尾駅周辺の駅前広場等、大規模なオープンスペースは、多くの市民や観光客等が訪れる場所であり、こうした立地特性を持つ大きな緑について、市民や事業者と連携しながらイベントを積極的に展開し、まちのにぎわい創出を図ります。とくに中心市街地である西尾駅周辺においては、まちなかにおけるにぎわい創出を図る事業者や各種団体等を「まちなかにぎわいパートナー」として登録する制度を活用を推進し、市民や事業者、団体等の積極的なオープンスペースの活用を促進します。

②農地・里山等の活用促進

②—1 市民農園の整備、学童・学校農園としての活用

継続

市民農園については農地の保全、高齢者などの余暇活用、農作業を通じた安らぎ、癒しの効果や健康増進効果等など様々な効果があることから、今後も市民農園等による遊休地化した農地の再整備・活用を図ります。

■西尾市の市民農園

市が開設	善明市民農園	47 区画 (1 区画 30 m ²)
	丁田市民農園	18 区画 (1 区画 30 m ²)
NPOが開設	寄近楽農園	30 区画 (1 区画 18 m ²)

②—2 遊休地化した農地の活用

見直し

本市では、環境保全型農業推進事業として、食糧・農業と健康を守る西尾の会の協力により、地域の景観形成の寄与しつつ、資源循環が可能なバイオマス資源である菜の花の作付や搾油等の活動を支援することで、持続的に発展可能な循環型社会の形成を推進しています。

また、西三河農協農作業受託部会西尾支部（農作業オペレーター）の協力により、活力ある農業事業の1つとして、転作田にコスモスを植栽する景観作物の推進に取り組んでいます。

②—3 里山の活用方策の検討

新規

里山は生活様式の変化に伴い、人間社会において里山への需要は大きく減りましたが、現在も生物多様性の保全や景観形成等において重要な役割を担っています。里山の荒廃を防ぐために、里山所有者をはじめとする市民や地域、企業等との協働により、資源活用の視点から、間伐や竹林整備・活用などを進めていく方策を検討し、循環型社会の再構築を図ります。

③特徴ある自然を活かした観光地形成

継続

③—1 眺望点における良好な視点場の整備

市域東部に広がる丘陵地の展望スペースや愛知こどもの国、八ツ面山公園、三ヶ根山は優れた眺望点となっており、周辺の緑の維持管理と視界の確保を図ります。**みどり川や一色排水路は、桜のスポットとして良好な景観を有しており、景観の保全を図ります。**

③—2 地場産業を活用した緑づくりの推進

継続

本市は日本で有数の花卉生産地であり、観葉植物、バラ、洋ラン、カーネーション、キク、洋花、鉢花、和物の8種類の代表的なものがあります。各地区の駅前や道の駅は市の玄関口となることから、観光客を迎え入れるもてなしの場としてこれらの地場産業として生産された花卉の緑を有効活用します。

また、住宅や事務所・工場などの道路側の窓辺や庭や空地を中心に、地場産業のバラやカーネーションなどを植栽し、「憩の農園」など既存の観光資源と一体となって地域全体がもてなしの場となるように努めます

(4) 緑を「伝える」ための施策

緑を「伝える」ための施策一覧

① 緑のまちづくりに対する
意識啓発等の取組

①—1 緑化イベントの
継続的な開催と新規開拓

①—2 ICTの活用

①—3 学校現場での緑のまちづくりの推進

①—4 市民協働での環境学習活動実施や
学校での環境学習プログラムの推進

①—5 食育啓発による地産地消の推進

② 緑のまちづくりを進める
手法の周知

②—1 市民の緑化技術の向上に向けた支援

②—2 緑化支援に関する制度等の
活用についての啓発

①緑のまちづくりに対する意識啓発等の取組

①—1 緑化イベントの継続的な開催と新規開拓

継続

市民と行政の協働により緑化イベントを開催し、緑のまちづくりの重要性や成果をPRする場をつくります。緑化イベントは、以下のように各種開催されており、これらの維持と充実、新規緑化イベントの開拓を図ります。

【春の西尾バラ展（道の駅にしお岡ノ山）】

毎年、西尾バラ会と西尾市観光協会の主催による「春の西尾バラ展」が開催されており、バラの品評会や品種展示、バラの苗木・切り花の即売、バラの相談会などが行われます。



【西尾市憩の農園】

西尾市憩の農園では、春の植木祭り、バラ祭りなどさまざまな緑化イベントが開催されています。

写真
(調整中)

【西尾市抹茶街道ウォーキング】

稻荷山茶園周辺では「西尾市抹茶街道ウォーキング」というイベントが開催され、お茶摘み体験や野点、工場見学などが行われています。



①—2 ICTの活用

新規

豊かな自然環境や歴史環境を有する本市の魅力を市民のみならず、県民など広域的な人びとに楽しんでもらえるよう、緑に関するイベントやレクリエーションの周知を図るため、市のホームページやSNS等を活用し、情報発信を充実します。また、インフラ全般に対する機能とも合わせて、市民が危険箇所や修繕すべき箇所等を知らせることができたり、緑に関するイベント情報等を受け取ったりすることができるアプリ等のツールの活用を検討します。

①—3 学校現場での緑のまちづくりの推進

継続

本市では保育園・幼稚園園庭芝生化事業により、園児達が裸足で走り回ることのできる快適で安全な保育環境の実現を図るとともに、砂塵の飛散防止・夏季の気温上昇防止・園庭の排水性及び景観の向上などに資するものとして、環境に優しい保育施設の整備をめざしており、その継続を図ります。

また、小学校の一部においても校庭の芝生化が行われているほか、花壇づくりやその維持管理が行われており、都市環境や景観の向上に資するこれらの活動の継続と充実を図ります。

このように教育現場において緑と親しむ機会をつくることで、緑のまちづくりに対する意識の高い市民の育成を図ります。

①—4 市民協働での環境学習活動実施や学校での環境学習プログラムの推進

見直し

環境学習の拠点である「西尾市いきものふれあいの里」では、里山散策、稲作体験、水辺観察、きのこ観察、親子観察会、竹林整備などが行われています。また、干潟・浅場や藻場を守ることへの理解を深めてもらうため、西三河南部生態系ネットワーク協議会が中心となり、環境学習を兼ねた保全活動体験を行っています。このような官民が連携した環境学習活動を推進します。

また、第2次西尾市環境基本計画（令和4年）と連携し、環境教育リーダーの養成や学校教育におけるESDの視点導入など、行政主導による人材育成を推進します。

①—5 食育啓発による地産地消の推進

新規

西尾市は、抹茶やウナギは全国有数の生産量を誇り、地域ブランドとして確立されているほか、米・麦のほか豚肉、イチゴやキュウリなどの農畜産物が生産され、のり、アサリをはじめとする多種にわたる魚介類が水揚げされるなど、豊富な地域食材を有したまちです。

これらの資源は市の緑の環境を基盤とするものであるため、第4次西尾市食育推進計画と連携し、学校給食をはじめとした地産地消を推進・啓発し、地場産業の振興を図ります。

②緑のまちづくりを進める手法の周知

②—1 市民の緑化技術の向上に向けた支援

見直し

西尾市生涯学習講座では家庭菜園などにおける病害虫対策や剪定等の技術に関する講座が設けられているほか、「春の西尾バラ展」(道の駅開催)では、バラの育て方に関する相談会が開催されています。このような緑を育てる講習会等の継続と充実を図ります。

②—2 緑化支援に関する制度等の活用についての啓発

見直し

本市の緑化支援制度としては、平成4年3月から西尾市緑化推進基金を積み立て、西尾市緑化推進条例による保存樹木及び保存樹林の補助金交付要綱により補助を行っています。

また、「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく間接補助事業として西尾市都市緑化推進事業補助金交付要綱を定め、屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣設置、市民参加緑づくりへの補助を行っています。

こうした補助制度や、**市民緑地認定制度や借地公園制度、緑地協定制制度等の活用など**、民地の緑化に対する取組を市全域でさらに推進していくため、制度の普及啓発に努めます。

■緑化支援制度

名称	概要	備考
西尾市緑化推進基金	平成4年3月から西尾市緑化推進基金を積み立て	—
西尾市緑化推進条例	保存樹木及び保存樹林の補助金交付要綱	保存樹木及び保存樹林の指定が必要
西尾市都市緑化推進事業補助金交付要綱	①緑の街並み推進事業 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣設置 ②市民参加緑づくり事業 工事費、役務費、講師派遣費等	あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく間接補助事業
西尾市借地公園設置要綱	民間が無償で土地を貸与し、行政が公園を整備する場合、税制優遇措置	原則、市街化区域内に限られる
市民緑地契約制度	行政が土地の所有者と契約し、市民緑地を設置する場合、当該土地について税制優遇措置	都市計画区域内に限られる
市民緑地認定制度	民間が地域住民の利用に供する目的で緑地を設置・管理する場合、税制優遇措置	緑化地域又は緑化重点地区内に限られる 優遇措置は期間限定
緑地協定制制度	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結	協定締結後に土地の所有者となった場合も適用

第6章 緑化重点地区

6-1 緑化重点地区の概要

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項第8号の規定に基づき定められた「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。緑化重点地区においては、都市公園の整備や公共公益施設の緑化、民有地緑化に対する助成など行政によるコントロールのほか、地区計画等の区域における緑化率規制や市民緑地設置管理計画の認定、緑地協定及び市民緑地契約の締結など地域の状況に応じて官民連携での取り組みを積極的に推進していくことが考えられます。

地区の設定については、都市緑地法運用指針により、以下に示す条件を参考に設定します。

緑化重点地区の設定条件

- 駅前等の都市のシンボルとなる地区
- 緑の少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- 防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
- 緑化の推進に関し、住民意識が高い地区 など

緑の基本計画ハンドブック（令和3年度改訂版）

6つの緑化重点地区

